

昭島市 市面計画 マスタープラン



平成12（2000）年3月 策定
平成19（2007）年3月 一部改定
平成23（2011）年3月 改定

昭島市

はじめに

昭島市では、平成12年3月に都市計画マスタープランを策定し、将来都市像である「水と緑とやさしさを育てるまち 昭島」の実現に向けて、まちづくりに取り組んでまいりました。

策定から10年余りが経過するなか、少子・高齢化の急速な進行、地球環境問題の深刻化、長期的な景気低迷など、社会経済情勢は大きく変化しております。

また、本市におきましては、行政運営の総合的な指針である「第五次昭島市総合基本計画」、さらに、水と緑の保全や緑化推進の基本的な方針である「昭島市水と緑の基本計画」が新たに策定され、本年よりスタートいたします。

このような、まちづくりを取り巻く様々な状況の変化に的確に対応するとともに、他の上位・関連計画との整合を図るため、基本的な目標などは踏襲しつつ、必要な見直しを行いました。

今後も都市計画マスタープランに基づいて、市民・事業者・行政の協働によるまちづくりを推進していく所存でございますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、都市計画マスタープランの改定にあたり、ご尽力をいただきました「昭島市まちづくり委員会」の委員の方々をはじめ、貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました市民の皆様、関係各位に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。



平成23年（2011年）3月

昭島市長

北川 穰一

◆ 目 次 ◆

序章 都市計画マスタープランとは 1

1	目的と背景	3
2	基本的な考え方	4
3	位置づけ	5

第1章 昭島市の現況とまちづくりの課題 7

1	自然と地勢	9
2	福祉	10
3	住と住環境	11
4	防災	12
5	道路と交通	14
6	生活環境	15
7	土地利用と産業	15
8	市民交流と文化	16
9	広域的なまちづくり	17

第2章 まちづくりの目標 19

1	まちづくりの基本目標	21
◆	人と自然の共生・循環を大切にするまち	22
(1)	緑を守り育て、緑をつなげる	22
(2)	水の魅力を次世代に引き継ぐ循環型都市をつくる	22
(3)	環境への負荷の少ないまちをつくる	23
◆	生涯にわたり安心して暮らせるまち	24
(1)	人にやさしいまちをつくる	24
(2)	災害に強いまちをつくる	24
(3)	誰もが住み続けられる住環境をつくる	25
◆	活発な都市の営みを支えるまち	26
(1)	利便性の高い道路・交通網をつくる	26
(2)	ゆとりある街並みをつくる	26
(3)	各種機能が調和した市街地をつくる	27
2	昭島市のまちづくりの課題と目標	28
3	昭島市の将来都市像	29
(1)	将来の都市像	29

(2) 将来人口の予測	30
4 将来の都市構造	31
(1) 都市構造の基本的な考え方	31
(2) 昭島市の都市構造の「これまで」	32
(3) 「これから」の都市構造形成のポイント	32
(4) 昭島市の将来都市構造	34
ア. 都市拠点	35
イ. 都市軸	38
ウ. 水と緑の骨格	40
エ. ゾーン	42
(5) 将来都市構造図	45

第3章 まちづくりの方針 47

1 人と自然の共生・循環を大切にすまち	49
(1) 緑を守り育て、緑をつなげる	49
(2) 水の魅力を次世代に引き継ぐ循環型都市をつくる	51
(3) 環境への負荷の少ないまちをつくる	52
2 生涯にわたり安心して暮らせるまち	54
(1) 人にやさしいまちをつくる	54
(2) 災害に強いまちをつくる	55
(3) 誰もが住み続けられる住環境をつくる	57
3 活発な都市の営みを支えるまち	59
(1) 利便性の高い道路・交通網をつくる	59
(2) ゆとりある街並みをつくる	62
(3) 各種機能が調和した市街地をつくる	63

第4章 地域別まちづくりの方針 65

1 地域区分の考え方	67
2 地域の区分	68
第1地域	70
(1) 地域の現況とまちづくりの課題	70
(2) 地域の将来像	72
(3) 地域のまちづくりの方針	72
(4) 立川基地跡地昭島地区の整備方針	75
(5) 地域別将来構想図（第1地域）	76
第2地域	78
(1) 地域の現況とまちづくりの課題	78

（２）地域の将来像	80
（３）地域のまちづくりの方針	80
（４）地域別将来構想図（第２地域）	83
第３地域	84
（１）地域の現況とまちづくりの課題	84
（２）地域の将来像	87
（３）地域のまちづくりの方針	87
（４）地域別将来構想図（第３地域）	90
第４地域	92
（１）地域の現況とまちづくりの課題	92
（２）地域の将来像	95
（３）地域のまちづくりの方針	95
（４）地域別将来構想図（第４地域）	99
第５地域	100
（１）地域の現況とまちづくりの課題	100
（２）地域の将来像	103
（３）地域のまちづくりの方針	103
（４）地域別将来構想図（第５地域）	107

第５章 マスタープランの実現化に向けて 109

１ マスタープランの実現化に向けて	111
２ 実現化に向けた取り組み	111
（１）協働によるまちづくり	111
（２）庁内組織体制の充実	113
（３）関係機関等との連携・協議	113

付属資料 115

用語説明	117
策定の経過	126
改定の経過	127
昭島市まちづくり委員会の検討経過	128
昭島市まちづくり委員会 委員名簿	129
昭島市都市計画マスタープラン庁内検討委員会 委員名簿	130

本文中の＊マーク付きの用語は、付属資料「用語説明」を参照ください。

序



都市計画マスタープランとは



昭島市役所

1 目的と背景

都市計画マスタープランは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づき、長期的な視点に立った都市の将来像及び様々な部門別計画を総合化・体系化し、具体的にわかりやすく示した、市の都市計画の基本方針です。

昭島市は、平成12年4月に昭島市都市計画マスタープランを公表し、20年後のまちの将来像を市民と共有し、その実現に向け取り組んできました。

策定から10年が経ち、道路などの*都市施設の整備や民間開発の進捗による都市環境の変化、社会経済情勢による大規模開発計画の変更がありました。また、*少子・高齢化の急激な進行や温暖化に代表される地球環境問題の深刻化などの社会状況を踏まえた都市計画に関連する法・制度の改正などがありました。

このような変化を受け、市民とともに時代にあったまちづくりを進めるために、都市計画マスタープランの見直しを行いました。

② 基本的な考え方

都市計画マスタープランは、以下の4点を基本的な考え方としています。

○まちづくりの基本方針とする。

市民の都市計画に対する理解と参加を深めながら、まちづくりを進めるうえでの基本的な方針とします。

○具体的でわかりやすい内容とする。

「*昭島市総合基本計画」や「*昭島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が示す目標を踏まえ、より具体的でわかりやすく昭島市の将来像を示します。

○全体構想と地域別構想を示す。

市全体の将来構想として、都市の将来像（まちづくりの目標）を定め、これからどのような目標に向かってまちづくりを行っていくのか、その全体構想を明らかにしていくとともに、市民の意見を反映させながら、これを実現するための方針を示します。

また、市を5つの地域に区分したうえで、地域別構想として、地域の特性にあわせたまちづくりや施設整備の方向性などを、全体構想と整合を図りながら示します。

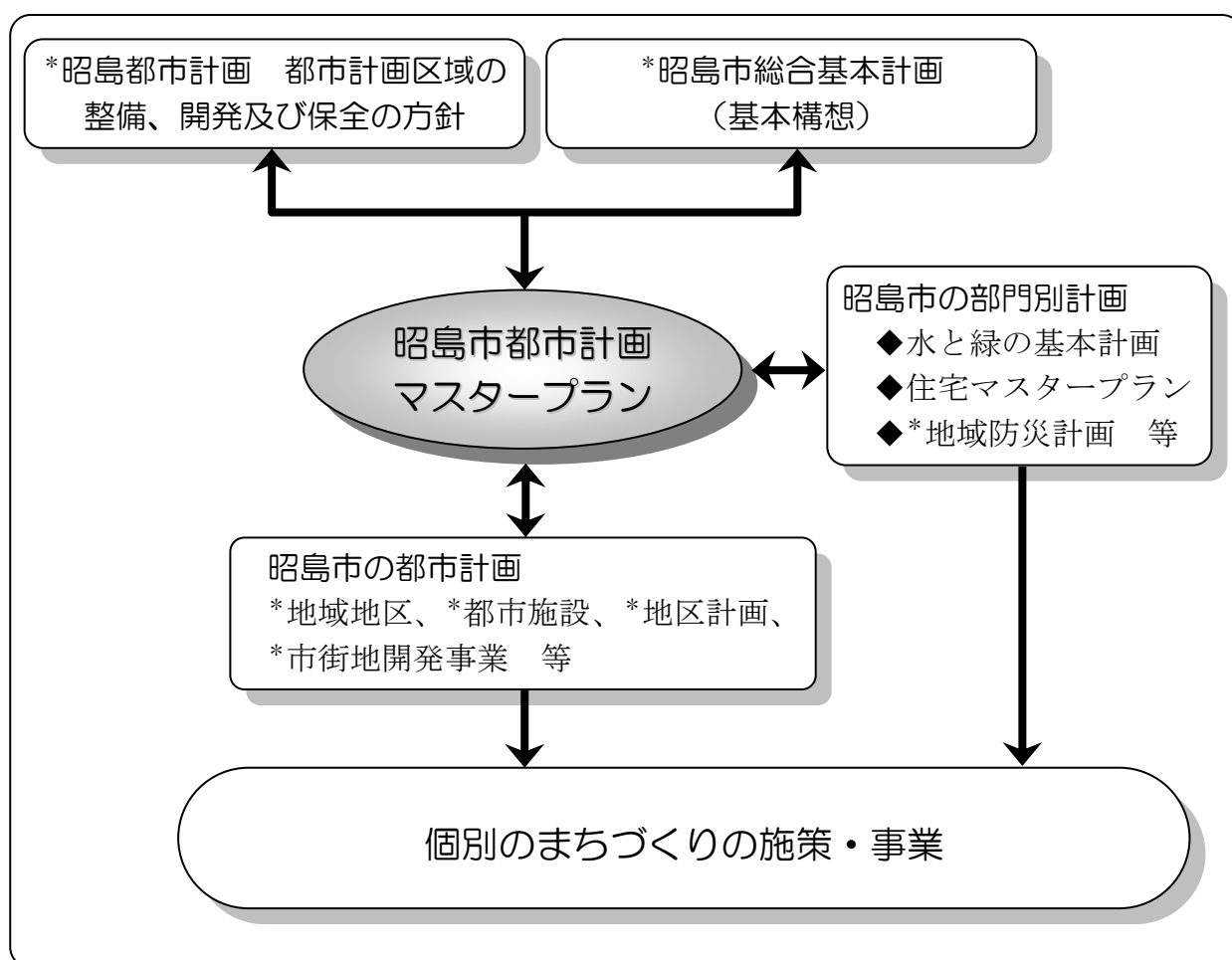
○平成31年度を目標とする。

都市計画マスタープランで掲げる将来都市像の実現を目指し、平成31年(2019年)度を目標年次とします。

3 位置づけ

都市計画マスタープランは、他の上位・関連計画との整合を図っていくこととします。なお、都市計画マスタープランと他の既定計画等との関係を示すとおおむね次のとおりとなります。

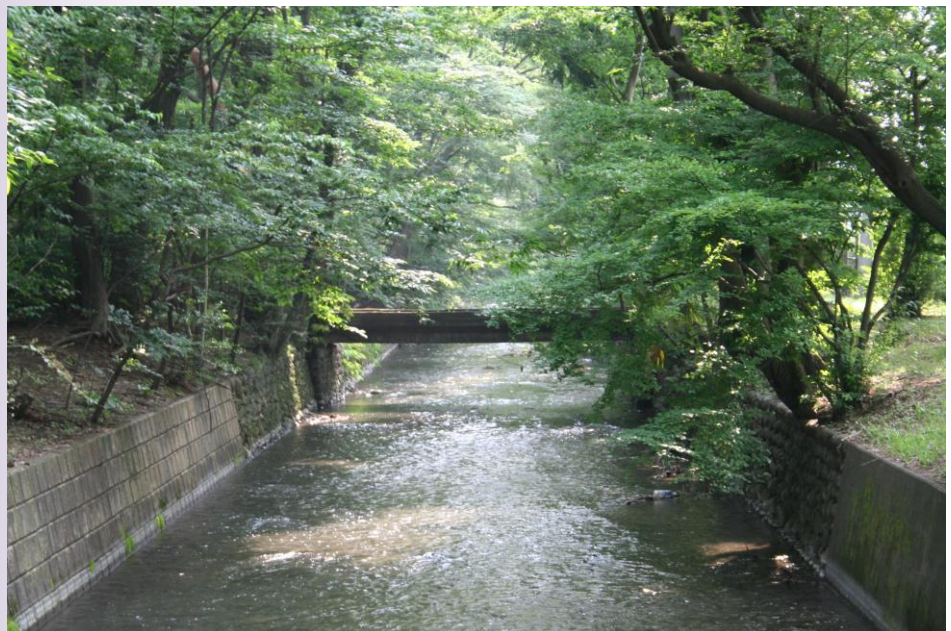
都市計画マスタープランの位置づけ



まちづくりを進めていくためには、都市計画や部門別計画を定めるなかで施策・事業を展開していきますが、都市計画以外の各分野と連携をとりながら実現を図らなければならない事項もあることから、都市計画マスタープランでは、これらの方向についても必要に応じて示しています。

第 1 章

昭島市の現況とまちづくりの課題



玉川上水



都市計画マスタープランで取り組むまちづくりの方向性を示すため、「自然と地勢」「福祉」「住と住環境」「防災」「道路と交通」「生活環境」「土地利用と産業」「市民交流と文化」「広域的なまちづくり」の9つの視点から、本市の現況や特性、市民の意向等を整理し、まちづくりの課題を明らかにします。

1 自然と地勢

- 市街地は多摩川の段丘面に形成され、その崖線には、樹林地が帯状に分布しており、湧水や豊かな*生態系をはぐくんでいます。しかし、湧水は近年減少傾向にあります。
- 多摩川、玉川上水は市民にうるおいや憩いの空間を与えているほか、一部に野鳥・昆虫等の貴重な生育空間を形成しているなど自然性も高く、恵み豊かな*生物多様性を維持・保全する必要があります。
- 多摩川、玉川上水などに残された水や緑に加え、「昭島市の緑を守り育てる条例」に基づいて、*保存樹木や*保存樹林の指定を行っているなど、民有の樹林も多く残されていますが、近年は都市化による緑の減少が続いています。
- 本市の東部を流れる残堀川については、多様な動植物が生息できる川づくりや、生き物と人が共生できる河川空間としての川づくりが求められています。
- 上水道はすべて地下水によってまかなわれており、市民の満足度も高く、本市の大きな特性となっています。
- 市内に点在する農地は、市街地における貴重な緑の空間となっていますが、宅地化等により平成12年から22年までに15.5haが減少し、平成22年1月現在では74.6haとなっています。
- 国営昭和記念公園や昭和公園などの大規模な公園・緑地が市民の貴重な憩いの場となっている一方、都市計画決定されている身近な*街区公園などをはじめ、*都市計画公園・緑地の整備が求められています。
- まちの景観づくりの視点からみても、水や緑の資源が本市を特徴づけており、貴重な財産となっています。

こうしたことを踏まえ、

貴重な水や緑の資源を活かしたまちづくり

を進める必要があります。

2 福祉

- 65歳以上の*高齢者の割合（以下、「高齢化率」という。）は平成23年1月現在で20.4%に達しています。また、町丁目別でみると3割を超える高齢化率を示す地域もあるなど高齢社会が急速に進行しており、*高齢者が安心して暮らすことのできるまちづくりが必要となっています。
- 誰もが安心して外出できるよう、歩道の構造や幅員、交通機関、日常生活で利用する商店、施設、住宅等について、*ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが必要となっています。
- 「*東京都福祉のまちづくり条例」（平成21年4月改正）により、*公共・公益施設や不特定多数の市民が利用する一定規模の民間施設の整備基準が定められているほか、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（*バリアフリー新法）により、駅を中心とした地区や利便施設等において、*高齢者や障害者も利用しやすい施設づくりが進められています。
- 年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず、すべての人が安心して暮らすことができる、*ユニバーサル社会の形成が求められています。

こうしたことを踏まえ、

高齢者、子ども、障害者など すべての人にやさしいまちづくり

を進める必要があります。



3 住と住環境

- 近年、本市の人口は、ほぼ横ばいとなっていますが、若い世代の減少傾向がみられるため、こうした世代が本市に住み続けられるような施策の展開が必要となっています。
- 14歳以下の*年少者人口の割合は、14.4%（平成12年1月現在）から12.9%（平成23年1月現在）に減少していることから、まちの活力を維持するためにも、子育てしやすい環境を整えていく必要があります。
- 公的な賃貸住宅に居住する世帯の割合が、14.4%（平成17年10月現在）と高いという特徴があります。
- 65歳以上の*高齢者のいる世帯は29.8%（平成17年10月現在）となっており、今後も増加傾向が続くと見込まれることなどから、住宅・住環境に対する要望はさらに多様化してくるものと予想されます。
- 市内には、旧街道の家並み、崖線などの歴史的景観がみられるほか、自然環境が住む人にゆとりとうるおいを与えています。
- 住宅の建築や道路整備の際などには、単に機能性だけでなく、地域の個性や魅力と調和するよう、市街地の景観についても、市民とともに配慮していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、

誰もが住み続けられるまちづくり

を進める必要があります。



拝島団地

4 防災

- 「*昭島市地域防災計画」（平成19年3月修正）により、国営昭和記念公園などのまとまった*オープンスペースを震災時の*広域避難場所に指定しているほか、32か所の*一時避難場所も指定しているなど、避難・救援等の対策の充実を図っています。
- 大規模な地震災害に対して被害を最小限に抑えるためには、建物の耐震化が重要ですが、市内の住宅の耐震化率は、60.3%（平成20年度）にとどまっています。平成21年5月に策定された「*昭島市耐震改修促進計画」に基づき、市内の住宅、建築物の耐震性の向上を促進することにより、震災による被害から市民の生命及び財産を守るとともに、災害に強い安全・安心なまちづくりの推進を図っています。
- 市内には個別の建築行為や宅地開発が無秩序に進んだ箇所がみられ、こうしたところでは幅員4m以上の道路のネットワークが形成されていない地区が多く、災害時には避難や救援活動に支障を来たすことが予想されます。
- 市内の一部には、建物の密集により、災害時の危険性が指摘されている箇所があります。
- 震災時にも対応しうる防火貯水槽については、水利が不足する地域を中心に確保に努めるとともに、備蓄施設についても、災害時に応急物資などが効率的に活用できるよう整備を図る必要があります。
- 高齢者単独世帯及び高齢者夫婦世帯が増加していることなども踏まえ、*高齢者、子ども、障害者などにも配慮した道路や住宅、施設等の整備が必要となっています。
- 市内に残されている農地については、延焼防止や一時避難等、防災上様々な機能を発揮することが期待されます。
- 市内には、自治会などを単位として自主防災組織が結成されていますが、引き続き、その拡充に努めるとともに、育成・強化を図る必要があります。
- 雨水流出の抑制や浸水被害の軽減・解消のため、*公共下水道（雨水）の整備が必要な地域があります。

また、*都市型水害への対応も必要となっています。

こうしたことを踏まえ、

安全で安心して暮らせる、災害に強いまちづくり

を進める必要があります。



江戸街道

5 道路と交通

- 市内には国道16号など広域的な幹線道路が通り、地域間の物流を担う大型車輛等によって、小荷田、堂方上などの交差点では都内でも屈指の交通量がみられます。
- *都市計画道路の整備率は63.4%(平成23年1月現在)ですが、商業施設の立地などに起因する新たな交通渋滞が発生している箇所もみられることから、*都市計画道路をはじめとする道路の整備、交通量の分散など、総合的な交通対策が必要となっています。
- 公共交通の結節点の機能向上を図るため、未整備となっている駅前広場の整備を促進する必要があります。
- 利便性の高い住環境形成を図る意味からも、バス交通の充実や、市内各所への*アクセス強化を図る補助的な幹線道路の整備が必要とされています。
- 市民の生活に密着した道路として、バス路線が運行されるなど生活幹線道路として機能している奥多摩街道は、通過交通による自動車交通量の増加もみられることから、その機能の確保を図っていく必要があります。
- 歩行者、車いすなどが安全に利用できる歩道の確保などの道路づくりや、沿道の緑化などゆとりある歩行空間の整備が求められています。

こうしたことを踏まえ、

**市内外を安全で効率よく移動できる
道路・交通基盤づくり**

を進める必要があります。



Aバス



6 生活環境

- 本市は国道16号が通り、また横田基地に隣接していることなどから、地区によっては、騒音、振動など生活環境への影響がみられます。
- 騒音、振動などについては、道路整備等の交通対策や*土地利用の誘導等、都市計画の視点から対応が求められています。
- *省資源や*省エネルギー、リサイクルなど、地球環境への負荷の軽減に対する市民の意識・関心も高まっており、ごみの再資源化、雨水の再利用、*新エネルギーの導入等、今後のまちづくりには、環境の視点がより重要なものとなっています。
- *地球温暖化の原因の一つといわれるCO₂排出量の削減に配慮し、*低炭素型社会の実現を図るなど、地球環境問題に対応したまちづくりを進めていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、

環境への負荷が少なく、
快適性の高いまちづくり

を進める必要があります。

7 土地利用と産業

- 本市は、古くは養蚕業や航空機産業とともに発展し、戦後は住宅地開発と工業地開発が並行して行われ、それ以降近隣市からも多くの就業者を引きつけてきましたが、近年は工場の閉鎖等がみられ、その跡地に大規模集合住宅等が建設されるなど、住宅地と工業地の混在がみられる箇所があります。
- 市内の土地利用をみると、農地が点在しているほか、JR青梅線の北側と南側の一部に工業地が、沿線に商業地が立地していますが、大半は住宅地として利用されています。

- 農業従事者の高齢化や後継者不足などの問題を抱えるなかで、都心近郊という地域特性を活かした*都市農業の振興が必要となっているほか、多様な機能を有する農地については、*生産緑地を中心に、その保全・活用が求められています。
- 農地等が宅地化される場合には、良好な住環境の形成が図られるよう、計画的なまちづくりの誘導が求められます。
- *工業機能の維持や*商業機能の活性化など、地域の実情に応じた市街地の整備や、住と調和したきめ細かい*土地利用の誘導が求められています。

こうしたことを踏まえ、

**「住」を中心に各機能が調和した、
秩序ある市街地づくり**

を進める必要があります。

8 市民交流と文化

- 市民の価値観や生活様式が多様化し、余暇の充実、生涯学習、市民と市民の交流などに対するニーズが高まるなか、学校施設や公民館、児童センターなどの*公共・公益施設の活用を図るなど、市民のふれあいや交流をはぐくむまちづくりが求められています。
- 道路など公共施設の整備に際しては、*ポケットパークの整備を図るなど、市民がふれあいを高める場所や機会の確保が、あらゆる場面で求められています。
- 本市に固有の文化を醸成していくためには、市民相互の交流を深めていくための機会や情報、施設、場所が必要となるほか、市民の地道な地域活動や地域文化の基盤といえる街並み、景観など「昭島らしさ」を追求し、確立していく必要があります。



こうしたことを踏まえ、

**こころ豊かで文化的な暮らしを
はぐくむまちづくり**

を進める必要があります。

9 広域的なまちづくり

- 道路や公共交通など*都市基盤の整備にあわせて、広域的な地域間の交流はますます強まる傾向にあり、まちづくりにもこれらの視点が不可欠となっています。
- 本市を含む近隣各市がそれぞれの地域特性を活かしつつ相互の連携を深め、広域的な視点に立ってまちづくりを進めていく必要があります。
- *核都市「立川」の一翼を担う立川基地跡地昭島地区については、環境や景観に配慮した質の高い生活空間を形成するとともに、「昭島市の東の玄関口」として、核都市にふさわしい広域的な機能の導入を図り、にぎわいと活気を創出する必要があります。
- 本市のまちづくりにあたっては、地域間の広域的な連携に留意しつつ、商業・業務・文化等の多様な都市機能の集積による自立性の高い都市構造を目指す必要があります。

こうしたことを踏まえ、

広域的な都市整備の動向を踏まえたまちづくり

を進める必要があります。

第 2 章

まちづくりの目標



多摩大橋

1 まちづくりの基本目標

南に多摩川の流れをのぞみ、東京都のほぼ中央に位置する昭島市は、武蔵野の緑と水辺に代表される自然の魅力と、首都圏の一郭を担う都市としての活力をあわせもったまちとして現在に至っています。

今後、まちづくりを進めていくにあたっては、多摩川や玉川上水などの清流、武蔵野の緑などの豊かさによって形成された昭島らしい市民と自然とのふれあいを、次の世代へ引き継いでいくとともに、地下水100%の上水道に代表される水循環や、*省資源・*省エネルギー、ごみの減量化、*低炭素型社会の実現など様々な面で環境負荷の低減に配慮し、地域の環境を守っていく必要があります。

また、*高齢者などへの配慮や福祉の充実、防災対策などによって安心して住み続けられるまちとしての魅力をはぐくんでいくとともに、市民の活発な交流を担う利便性、文化性、快適性を備えた都市の基盤を整えていかなければなりません。

こうしたことから、本市の持つ現状や課題を踏まえながら、これからの「昭島のまちづくり」が目指していくものを、次の3つの基本目標として掲げます。今後、様々なまちづくりの施策・事業を、この基本目標の実現に向けて展開していきます。

《まちづくりの基本目標》

- ◆人と自然の共生・循環を大切にするまち
- ◆生涯にわたり安心して暮らせるまち
- ◆活発な都市の営みを支えるまち

◆人と自然の共生・循環を大切にすまち

「生物多様性を維持する場としての自然」、「市民の憩いの場としての自然」を守り、育てるとともに、市民の暮らしはこうした水と緑にはぐくまれているとの認識に立ち、自然環境に負荷をかけない循環型の都市づくりを目指します。



野水堀

（１）緑を守り育て、緑をつなげる

緑の資源は、連続性やひろがりを持ち相互に連結しあうことで、緑地としての機能や環境保全機能など、様々な付加価値を発揮することが期待されます。本市には、連続する崖線の樹林をはじめ、大規模な公園、民有の樹林、農地など多くの緑の資源が存在していますが、都市化の進展により減少の傾向がみられます。

今後は、まとまった規模の緑の資源について、*生物多様性を維持し、市民が自然とふれあう貴重な資源として、将来に向けて守り育てていきます。

また、市内全域で*都市計画公園・緑地や農地等を含めた、生活に身近な緑のネットワークを形成することにより、その魅力をさらに高めていきます。

（２）水の魅力を次世代に引き継ぐ循環型都市をつくる

本市には、多摩川や玉川上水の清流をはじめとする豊かな水の流れや湧水地があり、これがまちの魅力の一つとなっています。また、上水道は現在まですべて地下水によってまかなわれており、本市の大きな特性となっています。

このため、今後はこうした豊かな水の魅力を取り入れたまちづくりを目指すとともに、雨水の浸透・再利用などの施策を拡大し、水質の保全や地下水のかん養を進めることにより、水循環をさらに維持・向上させていきます。

（３）環境への負荷の少ないまちをつくる

豊かな自然環境が市民の暮らしをはぐくんでいる一方で、市内の一部では、騒音、振動などによる生活環境への影響がみられるほか、ごみの減量化・再資源化や*省エネルギー、CO₂排出量の削減等、全市的な取り組みを求められる課題も生じており、環境の視点をより重視したまちづくりが必要となっています。

このため、都市活動等によって生み出されたものが、地球環境に負荷を与え、将来世代の生活を脅かすことのないよう、道路をはじめ公共施設等を整備する際に地域の環境の保全や資源の循環再利用に配慮するなど、市民とともに、それぞれの立場で環境への負荷の少ないまちづくりを進めます。



下の川



諏訪神社の湧水

◆生涯にわたり安心して暮らせるまち

高齢者、子ども、障害者などをはじめ、誰もが安心して住み続けられるよう、災害への備えを進めるほか、人にやさしい快適性を備えた生活空間の実現を目指します。



児童センター「ぱれっと」

(1) 人にやさしいまちをつくる

*少子・高齢化が進行するなか、*高齢者、子ども、障害者などにとって安心して暮らすことができるまちづくりが、ますます重要となっています。

このため、道路、公園をはじめとする*公共・公益施設など、「まち」を構成している様々な要素について*バリアフリー化を図るなど、*ユニバーサル社会の形成を目指し、誰もが住み慣れた地域のなかでふれあいながら暮らせる、人にやさしいまちづくりを進めていきます。

また、健康な生活の実現や生涯学習の振興などを重点としながら、市民一人ひとりが生き生きと生涯を送ることができるような環境づくりを目指していきます。

(2) 災害に強いまちをつくる

阪神・淡路大震災等からの教訓として、道路が狭かったり、公園等の*オープンスペースが不足していたり、耐震性・耐火性の低い木造住宅が密集するような市街地については、災害時の危険性が高いことが明らかになりました。

本市にも一部に建物の密集や道路幅員が十分でない地区があり、その防災対策を進めるとともに、*高齢者、子ども、障害者などを中心とした対策の充実が求められています。

このため、こうした地震による災害をはじめ、浸水などによる被害を最小限に抑えるよう、道路や建物、*公共下水道（雨水）や防災施設等の整備を進めるとともに、人づくり、しくみづくりなどソフト面の対策を進め、市民の生命と財産を守り、

安全に暮らせる災害に強いまちを目指していきます。

（３）誰もが住み続けられる住環境をつくる

*少子・高齢化の進行のなかで、ライフスタイルが変化するなど、住まいに関する要望はますます多様化してきていますが、市内の住宅・住環境の状況は、生涯定住していくために十分なものとはいえなくなっています。

このため、子育て期などの若年層のニーズにも応え、世代間のバランスのとれた*コミュニティが形成されるよう、快適な住環境の形成を進めるとともに、災害への備えやバリアフリー、*環境共生などに配慮した、良好な住宅・住宅地の形成を誘導していきます。また、*高齢者、子ども、障害者など、誰もが安心して住み続けられるよう、*ユニバーサルデザインに配慮した住環境の形成を目指します。



田中町住宅

◆活発な都市の営みを支えるまち

市内外の交流がますます活発となるなかで、広域的な視点も踏まえ、動く、働く、遊ぶといった行動が、快適かつ能率的に行われる市街地の形成を目指していきます。



くじら祭り

（１）利便性の高い道路・交通網をつくる

JR青梅線や国道16号、江戸街道（昭3・4・2号）、新奥多摩街道線（昭3・4・5号）、八王子村山線（昭3・4・9号）といった広域的な交通軸が市内を貫いていますが、慢性的な道路混雑のみられる箇所もあります。

このため、広域的な連携や交流を考慮しながら、市内外を円滑に結ぶ道路・交通網を形成していきます。

また、市内の各駅や*公共・公益施設などを連絡し、利便性の高い住環境の形成にも資するような道路網や公共交通網の整備を進めていきます。

（２）ゆとりある街並みをつくる

本市は西に奥多摩の山並みを、南に多摩川の流れをのぞみ、旧街道の家並みや崖線の湧水地、玉川上水、国営昭和記念公園など地域を特徴づける多くの風景を有しています。「もの」から「ところ」へと市民の価値観が変化するなかで、こうした地域の個性や魅力をまちの文化としてはぐくむことにより、郷土として誇りがもてるようなまちづくりを進める必要があります。

このため、豊かな自然的・歴史的景観を、市民が愛着をもてるようなかたちで保全していくとともに、地域の景観形成の中心となる*都市施設の美観の向上などにより、調和のとれたゆとりある街並みを創造していきます。

また、単に機能的なだけではなく、景観など文化的な魅力をあわせもったまちづくりを市民との連携のもとで進めていきます。

さらに、こうした景観や街並みは、本市の貴重な観光資源として活用していきます。

（３）各種機能が調和した市街地をつくる

農業や工業、商業など産業機能の維持や活性化が求められる一方で、本市の宅地化傾向は依然衰えておらず、適切な*土地利用の誘導や市街地整備が必要となっています。

今後はこれまで培われてきた産業機能が、豊かな市民生活に資するよう維持・活性化していくとともに、農地や工業地の宅地化などが無秩序に進まないよう、調和のとれた土地利用を目指していきます。

また、立川基地跡地昭島地区は、*核都市「立川」の一翼を担う地区として、広域的な役割を果たしつつ、高度化・多様化する市民ニーズに的確に応えていくことができるような市街地整備を目指していきます。



昭島駅北口

2 昭島市のまちづくりの課題と目標

【まちづくりの課題】

貴重な水や緑の資源を
活かしたまちづくり

高齢者、子ども、障害者など
すべての人にやさしいまちづ
くり

誰もが住み続けられる
まちづくり

安全で安心して暮らせる、
災害に強いまちづくり

市内外を安全で効率よく移動
できる道路・交通基盤づくり

環境への負荷が少なく、
快適性の高いまちづくり

「住」を中心に各機能が調和
した、秩序ある市街地づくり

こころ豊かで文化的な暮らし
をはぐくむまちづくり

広域的な都市整備の動向を
踏まえたまちづくり

【基本目標】

人と自然の共生・ 循環を大切にするまち

- (1) 緑を守り育て、緑をつなげる
- (2) 水の魅力を次世代に引き継ぐ
- 循環型都市をつくる
- (3) 環境への負荷の少ないまちをつくる

生涯にわたり 安心して暮らせるまち

- (1) 人にやさしいまちをつくる
- (2) 災害に強いまちをつくる
- (3) 誰もが住み続けられる住環境をつくる

活発な都市の営みを 支えるまち

- (1) 利便性の高い道路・交通網をつくる
- (2) ゆとりある街並みをつくる
- (3) 各種機能が調和した市街地をつくる



3 昭島市の将来都市像

(1) 将来の都市像

将来の都市像は、「*昭島市総合基本計画」や「*昭島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が示すまちづくりの目標（都市像）を受け、本市が目指すべきまちの姿を示すものです。

まちづくりの課題を十分に踏まえたうえで、基本目標を達成することによって実現される、本市の将来の都市像をあらわすと、次のようになります。

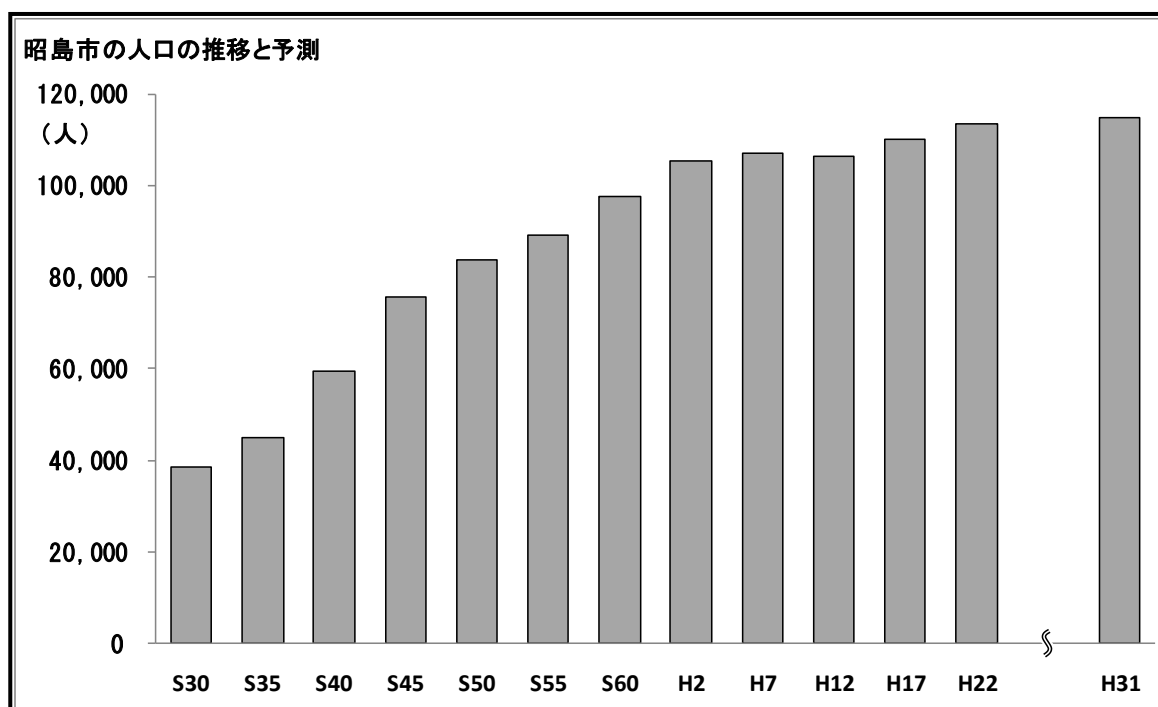
**水と緑と
やさしさを育てるまち 昭島**

これを市民との共通の合言葉として、まちづくりを進めていきます。

(2) 将来人口の予測

本市の人口の動きを長期的に見ると、昭和30年以降、一貫して増加していましたが、平成9年に初めて0.3%の減少となりました。平成23年1月現在の人口は113,646人、世帯数は51,407世帯となっています。

今後、しばらくは増加傾向が続き、平成32年にピークを迎えた後、減少に転じると見込まれ、本マスタープランの目標とする平成31年度には、約115,000人（*コーホート要因法による予測値）になると予測されます。



※平成17年までは国勢調査による実績値、平成22年は住民基本台帳、平成31年は予測値

4 将来の都市構造

（１）都市構造の基本的な考え方

将来の都市構造は、まちづくりの基本目標を踏まえて、本市が目指すべき将来のまちの姿について「拠点」や「軸」などを位置づけることにより、都市の骨組みとするものです。

将来の都市構造は、

- ①現在のまちの姿を継承し、拠点や軸を明確にする。
- ②まちづくりの目標を達成するために必要な、新たな拠点や軸の考え方を提示する。
- ③市民の暮らしなど都市活動の舞台として、望ましい土地利用の方向をあわせて示す。

これらのことを基本的な考え方とし、まちづくりの方針（目標別、地域別）を検討するうえでの枠組みとしていきます。

（２）昭島市の都市構造の「これまで」

本市の都市構造をみると、JR青梅線、江戸街道（昭3・4・2号）を中心に、新奥多摩街道線（昭3・4・5号）などが東西方向の、また、国道16号、八王子村山線（昭3・4・9号）、諏訪松中通り（昭3・4・16号）などが南北方向の市内外を結ぶ交通の「軸」となっており、市内だけでなく市内外の人や物の流れを支えています。

昭島、東中神、拝島、中神の各駅周辺には、商業・業務系や工業系の土地利用が集積し、市民の日常生活を支える「拠点」となっています。特に、昭島駅周辺は、北側に大規模な商業施設等が立地していることなどにより、市内外から多くの人が集まる市の中心的な拠点となっています。また、田中町一丁目の市役所周辺には、行政機能に加え商業や居住の機能の集積がみられ、市民が集う新たな拠点が形成されつつあります。

一方、自然環境に着目して本市の都市構造をみると、南部の多摩川や滝山丘陵、立川崖線周辺に豊富な水と緑の資源がまともに残されているほか、東部の国営昭和記念公園や昭和公園が緑豊かな空間を形成し、市民のスポーツ、レクリエーションの場として親しまれています。また、市の北部には、玉川上水の緑を軸として代官山周辺などに民有の樹林地等多くの緑が残され、市民に自然のやすらぎと憩いを与える良好な環境を創り出しています。

（３）「これから」の都市構造形成のポイント

これまでの本市の都市構造を踏まえると、これからの都市構造を形成するポイントは、以下のとおりです。

①市の中心拠点として、昭島駅周辺の都市機能の充実を目指す

*公共・公益施設や商業・業務施設が多く立地している昭島駅周辺は、さらに、福祉、文化、居住、*コミュニティなどの多様な機能の集積を図るなどして、本市の「中心拠点」として機能の充実を目指すとともに、本市が他の都市と異なる個性を持ち、市民が誇りや愛着を持てる「昭島市の顔」として、まちの魅力を向上させる必要があります。

②市役所周辺の拠点性を高める

市庁舎の移転から年数が経過し、市役所周辺には商業施設や住居等が集積しつつあります。今後も、市役所周辺への*アクセス性を強化するなどして、行政活動はもとより、市民活動や災害時における活動を支える「行政拠点」として、その拠点性を高めていく必要があります。

③立川基地跡地昭島地区の整備にあわせ、新たな拠点を育成していく

東中神駅周辺については、立川基地跡地昭島地区の整備にあわせ、*商業・*業務機能や新たに導入される広域的な諸機能と連携する、市内外の交流を支える「新・交流拠点」として育成する必要があります。

④すでに形成されている拠点の機能を更新し、活性化していく

交通の要としての機能を有する拝島駅周辺や、*土地区画整理事業によって市街地整備が進められている中神駅周辺は、商業、交通、文化、情報など高度で多様な機能を集約し、市民と市民のふれあいや生活の利便性を高め、地域*コミュニティの「地域活性化拠点」としてその活性化を図っていくことが求められています。

⑤市内外の交流を深める軸の機能強化を図る

昭島、東中神、拝島、中神の各駅周辺を拠点として必要な機能を整備していく一方で、周辺都市との広域的な連携や交流を強化するため、「広域交流基幹軸」及び「広域交流軸」の機能の維持・強化を図る必要があります。

⑥市内各地と拠点を結ぶ軸を整備していく

「広域交流軸」を補完し、拠点間の連絡を強化するための動線である「都市連絡軸」を、まちの骨格として整備していくことにより、人の流れをより円滑なものとしていく必要があります。

⑦まとまった緑被空間を「緑の拠点」として守り育てる

本市の緑を特徴づける国営昭和記念公園及び立川基地跡地昭島地区周辺、昭和公園周辺、玉川上水周辺、滝山丘陵など、まとまった*緑被空間は、*地球温暖化の防止や、*生物多様性を維持する空間として保全していくとともに、人々の憩い

やレクリエーション需要を満たす「緑の拠点」として、これからも守り育てていく必要があります。

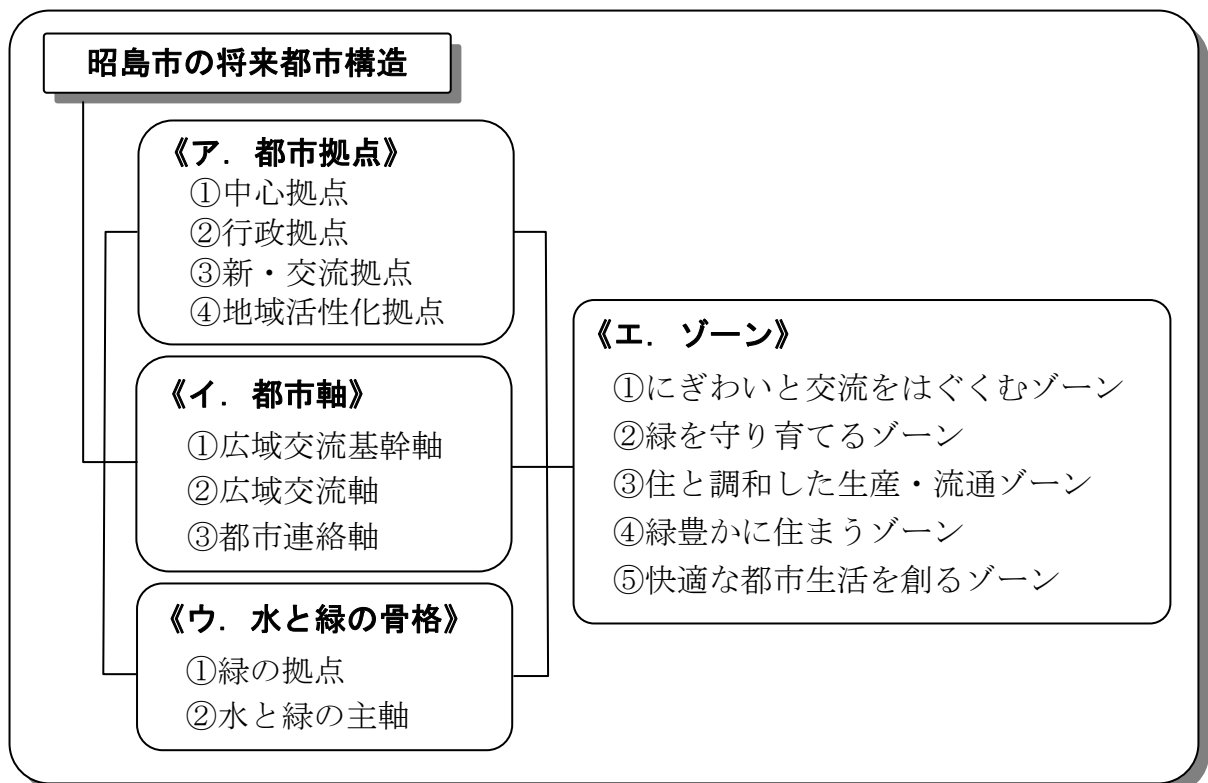
⑧広域的な軸として、水や緑を連続して保全する

多摩川、玉川上水、残堀川、立川崖線など、広域的にみて水や緑の資源が帯状に連なって存在する箇所は、それぞれが有する様々な機能をより発揮させるために「水と緑の主軸」として連続して保全していく必要があります。

（４）昭島市の将来都市構造

本市の将来都市構造は、従来の都市構造を基本的に継承しつつ、市民の暮らしや交流のよりどころとなる「都市拠点」、市内外や市内相互の交流を支える「都市軸」、市民の自然との共生をはぐくむ場の中心となる「水と緑の骨格」を位置づけ、それぞれ優先的に形成を図っていきます。

また、市内の各地域の特性を活かしながら、まちの魅力を高めるような適正な土地利用を行うため、規制、誘導を図っていくとともに、「都市拠点」「都市軸」「水と緑の骨格」の形成を基本としながら、地域の特性を踏まえたゾーンを設定し、これに沿って計画的なまちづくりを進めていきます。



ア. 都市拠点

昭島、東中神、拝島、中神の各駅周辺及び市役所周辺は、市民の暮らしを支え、ふれあいを高めていくための拠点として位置づけ、地域の特性に応じた、商業、業務、交通、文化や行政サービスなど多様な機能を集約し、市民の豊かな生活のよりどころとなるよう、整備を進めていきます。

①中心拠点（昭島駅周辺）

昭島駅周辺は、市内で唯一、*商業地域に指定されています。駅北側は大規模小売店等が、駅南側は比較的小規模な店舗が立地するなど、駅周辺は、多くの商業・業務施設や医療施設、金融機関などが集積し、また、市民会館・公民館や保健福祉センターなどの*公共・公益施設も立地しており、「市の玄関口」として発展してきました。

これからも市民の多様な活動・交流の場となるよう、歩行者及び道路ネットワークの整備により利便性と快適性の向上を図るとともに、ゆとりと豊かなライフスタイルを楽しむことができるよう、社会教育施設・福祉施設などの行政サービス機能や*商業・*業務機能を充実し、市内外から人が集まる「昭島の顔」として、まちの魅力や拠点性を高めていきます。



昭島駅北口

②行政拠点（市役所周辺）

市役所周辺は、住宅地を主体として、商業施設、農産物共同直売所の立地がみられるなど、新たな拠点を形成しつつあります。

今後とも行政活動や災害時における活動の中心を担うとともに、市役所で行われるイベントや市民活動等を通じて、集い、ふれあう、生活と交流の中心となるまちの形成を目指します。

また、行政拠点の機能と魅力の向上を図るため、市役所周辺の*アクセス性の強化や景観づくりにも努めます。

③新・交流拠点（東中神駅周辺）

東中神駅周辺には、文教、福祉、スポーツなどの*公共・公益施設、あるいは公的住宅が集まり、また駅南口には駅前から八清地区へと展開する商業地を抱えるなど、比較的利便性の高い住環境が形成されています。しかし駅北側については、改札口の使用が一定時間内であることや、駅前広場が未整備で、*商業機能の停滞や駅への*アクセスの強化が課題となっています。

このため、*商業機能の活性化はもとより、*公共・公益施設が集積する地域特性を活かしながら、拠点性を高めていくことが必要です。

また、駅北側の立川基地跡地昭島地区には、広域的な機能や、*商業・*業務施設の立地が計画されているとともに、国営昭和記念公園昭島口への*アクセス動線が整備されること、駅南側には改修した市民球場を中心に広域的なスポーツ交流の場となることが期待される昭和公園が位置していることなどから、新たな交流拠点として、回遊性、快適性の高い空間となるよう整備を図り、魅力と活力にあふれたまちの形成を目指します。

④地域活性化拠点（拝島駅周辺、中神駅周辺）

拝島駅周辺は、福生市や横田基地に隣接しているほか、国道16号や江戸街道（昭3・4・2号）などの通過交通の多い幹線道路にも接しています。駅南側には商店街が形成されていますが、市内だけでなく福生、あきる野方面からのバス路線の集中や、通過交通による交通混雑が慢性化していること、また、安全な歩行空間が確保されていないことなどから、*商業機能の停滞も指摘されています。

このため、現在進められている*都市計画道路や駅前広場の整備により、円滑な交通処理を図るとともに、*地区計画等の活用により土地の高度利用や魅力ある買い物空間づくりに努めるなど、*交通結節点としての利便性の向上と、魅力と活力にあふれるまちの形成を目指します。

中神駅周辺では、駅南側に地域住民のための商業地がみられるほか、駅北側で*土地区画整理事業を進めています。この事業の進行にともない、中層住宅の建設や*商業・*業務機能の集積がみられることから、*地区計画等によってこれらの適正な立地を誘導していきます。

また、駅南側の既存の*商業機能の維持を図るとともに、駅前広場の整備を関係機関に要請するなどして、地域の日常的な生活を支える拠点の形成を目指します。

西立川駅周辺は、駅北側には国営昭和記念公園が位置し、駅南側には商業施設が散在しているほかは、おおむね住居系の土地利用がされています。

また、西武立川駅周辺は、駅北側の立川市域は農地を中心とした土地利用で、南側は両市にまたがって広大な未利用地となっています。

このように、西立川駅周辺と西武立川駅周辺は、周辺住民の利便に供する商業、業務、サービスなどの都市機能の急速な集積は望めない状況にあります。将来的な駅周辺整備等に流動的な部分もみられることから、当面は「拠点に準ずる地区」として位置づけ、駅周辺にふさわしい土地利用や基盤整備など、今後のまちづくりの展開を検討していきます。

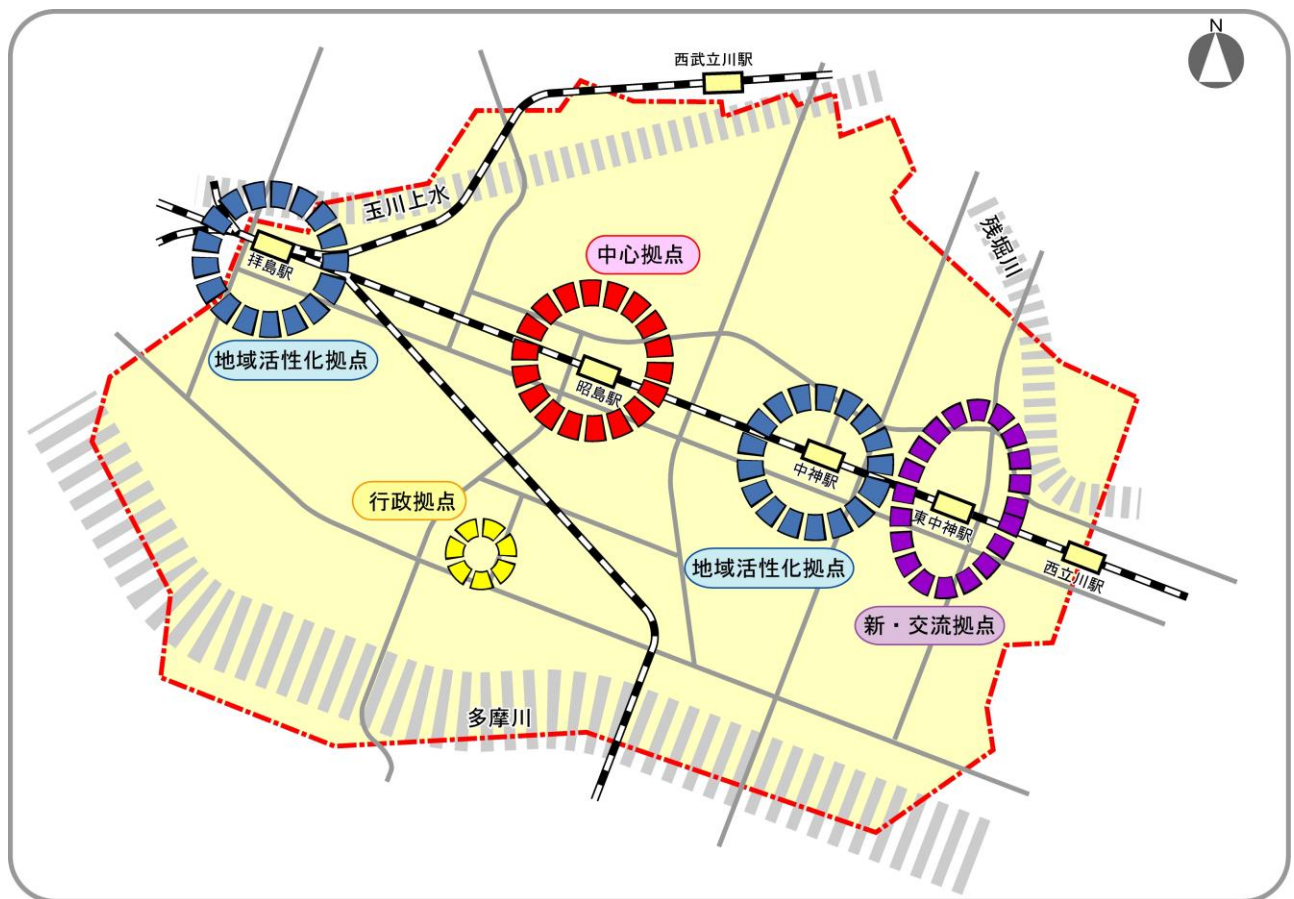


図 都市拠点の配置

イ．都市軸

JR青梅線や国道16号など、市内外を結ぶ鉄道や幹線道路を中心として、周辺地域との交流を担うとともに、本市の交通網の骨格を形成する軸を位置づけます。

また、軸の沿道では、商業、サービス業などの立地を必要に応じて誘導し、各拠点点を補うにぎわいの軸としても育成していきます。

①広域交流基幹軸

本市の中央部を東西方向に通り、都市構造の基幹となる江戸街道（昭3・4・2号）、及びJR青梅線を、「広域交流基幹軸」と位置づけます。

広域交流基幹軸は、東西方向の連続した都市空間を形成するとともに、都市拠点間の連絡を強化し、さらに都心部や*核都市「立川」、「青梅」等の周辺主要都市を結ぶ軸として育成することにより、市民の通勤・通学・買い物等の都市活動や広域的な交流の促進を図ります。

②広域交流軸

東西方向に通る新奥多摩街道線（昭3・4・5号）、南北方向に通る国道16号、八王子村山線（昭3・4・9号）の各路線を、「広域交流軸」と位置づけます。

広域交流軸は、広域的な交通を円滑に処理するとともに、隣接する八王子市、立川市、福生市などとの交流・連携を強化する役割を担います。

③都市連絡軸

東西方向に通るつつじが丘中央通り（昭3・4・6号）、市道昭島16号、中新畑上ノ原線（昭3・5・4号）、国営公園南線（昭3・2・3号）、南北方向に通る国営公園西線（昭3・2・11号）、東中神線（昭3・5・12号）、諏訪松中通り（昭3・4・16号）、拝島橋昭島線（昭3・4・18号）、市道昭島27号、昭島停車場熊川線（都道220号線）及び中神駅北口線（昭3・4・15号）、行政拠点へ*アクセスする昭島中央線（昭3・4・1号）、市役所通りの各路線を「都市連絡軸」と位置づけます。

都市連絡軸は、広域交流基幹軸、広域交流軸を補完し、また、各地域間や拠点間の連絡を強化し、市内における生活や都市活動を支える軸として役割を担います。

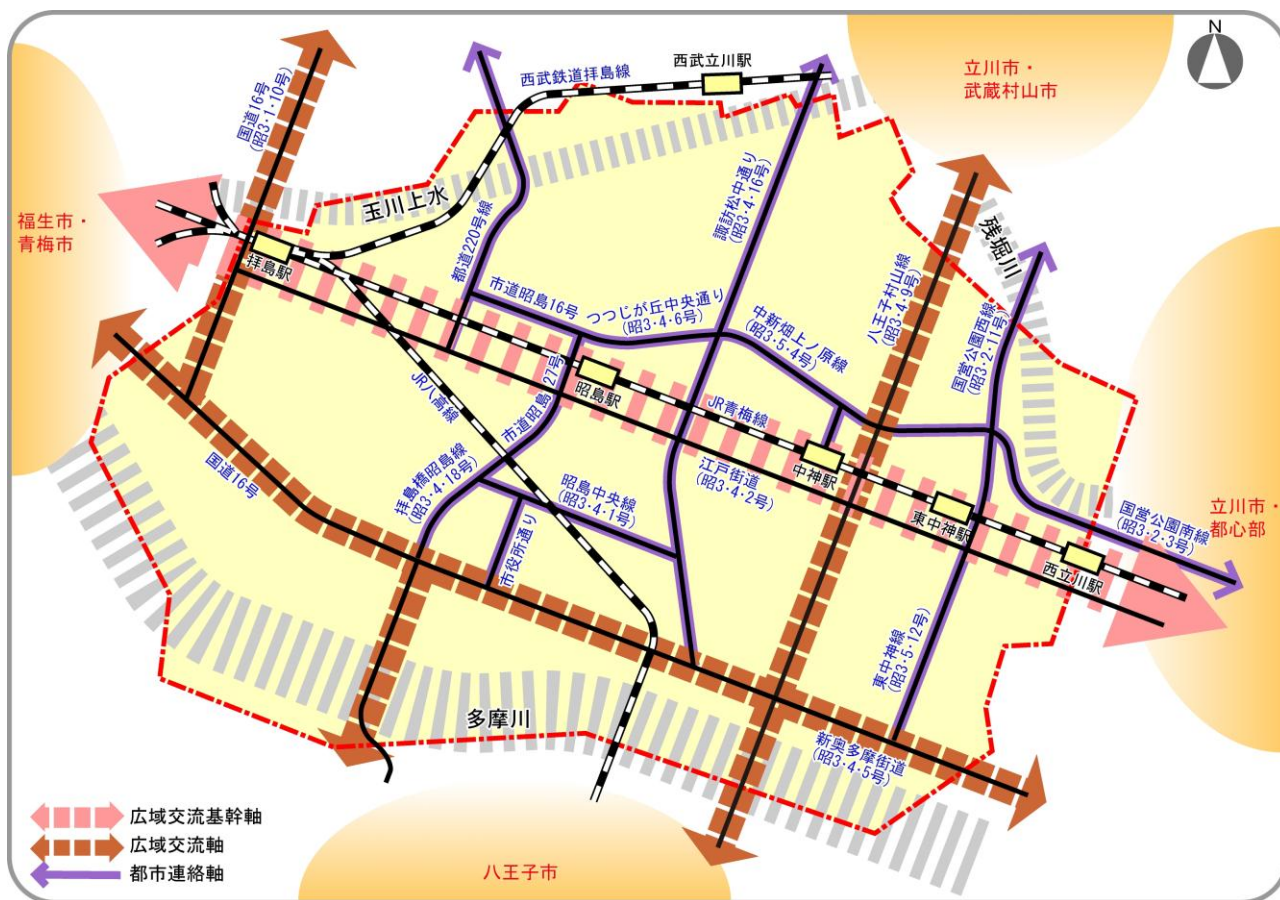


図 都市軸の配置



多摩大橋



八王子村山線

ウ. 水と緑の骨格

水や緑の資源が集まり、もしくは帯状に連続している地区は、環境保全や景観形成、防災等のまちづくりを先導する効果が高いとみられるため、これらを水と緑の骨格として位置づけ、一体的に整備や保全を図っていきます。

また、水と緑の骨格を中心に、これらを結ぶ緑道・歩道、水路などの水と緑を活かし、市街地内における緑のネットワークの形成を図っていきます。

さらに、本市を象徴する空間として、市内外にその魅力を発信し、ウォーキングなどのレクリエーション需要に対応するよう、観光資源としての価値の向上を図ります。

①緑の拠点

国営昭和記念公園及び連続する立川基地跡地昭島地区周辺、昭和公園周辺、玉川上水周辺の樹林地一帯及び滝山丘陵を「緑の拠点」に位置づけます。

これらの各拠点は、豊かな緑に恵まれ、市民の憩いの場や自然にふれあえるレクリエーション空間として、良好な環境を創出していることから、緑のまちづくりの重要な資源として、今後も活用を図るとともに、保全に努めます。

②水と緑の主軸

多摩川や多摩川河川敷の公園・緑地、玉川上水、残堀川及び立川崖線を「水と緑の主軸」に位置づけます。

多摩川や玉川上水、残堀川は、水の流れを軸に豊かな緑が帯状に連続し、市内だけでなく広域的にみても主要な骨格となっており、また、立川崖線の連続する緑や湧水地は、自然環境や景観面において、貴重な資源となっていることから、水と緑のネットワーク形成の軸として、今後も保全に努めます。

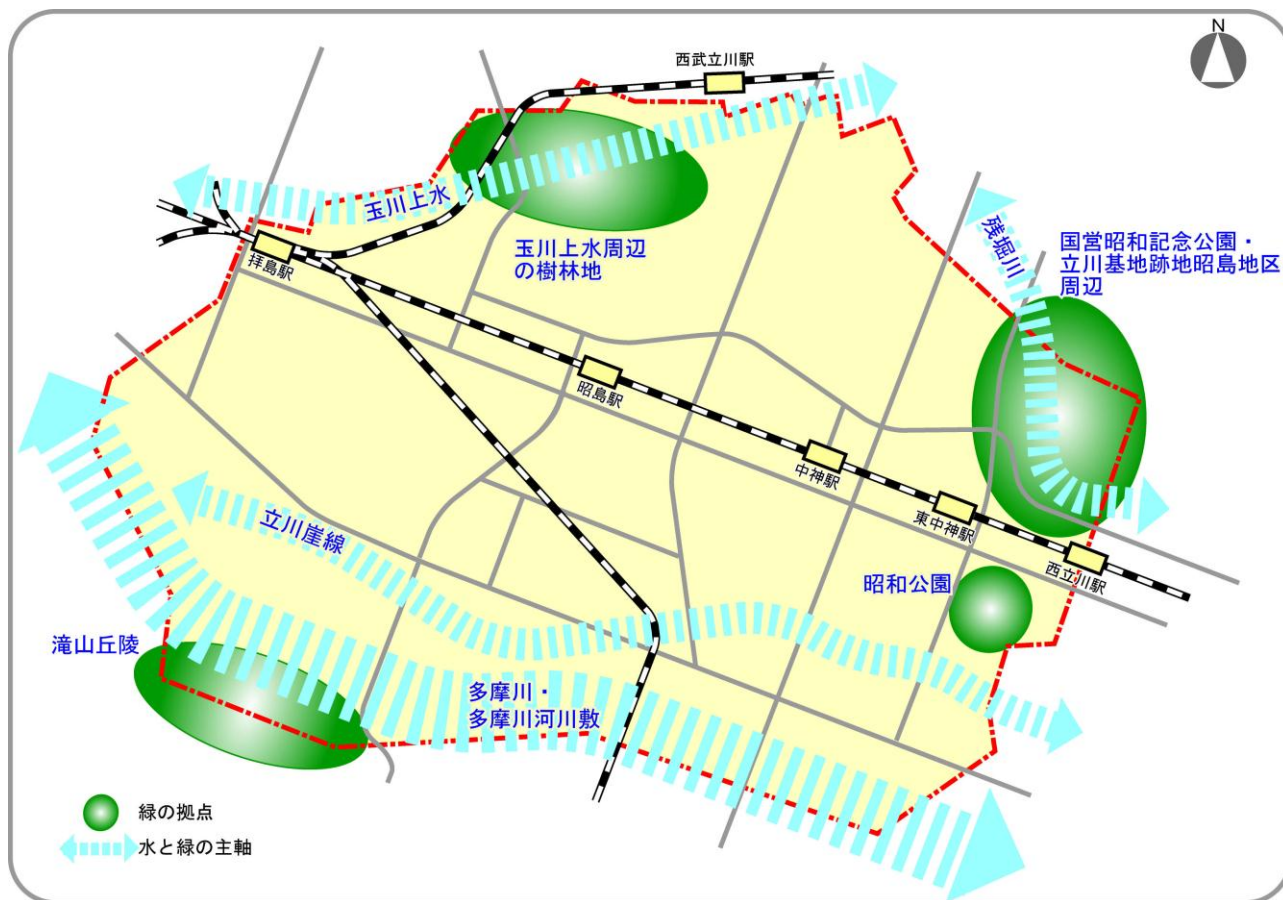


図 水と緑の骨格



水辺の散歩道



多摩川

エ. ゾーン

現在のまちの姿を基本としながら、拠点や軸の配置を骨格として、本市の将来の土地利用の基本的方向性を、以下の5つの大枠でとらえて示します。

①にぎわいと交流をはぐくむゾーン

都市拠点を形成する各駅周辺や市役所周辺を「にぎわいと交流をはぐくむゾーン」と位置づけ、市民の暮らしを支える*商業・*業務機能などのほか、文化・*交流機能、公共・公益機能等を積極的に誘導し、市内外からの来街者が互いにふれあい、交流をはぐくむ場の形成を目指していきます。

②緑を守り育てるゾーン

多摩川周辺、国営昭和記念公園や昭和公園周辺、玉川上水や代官山周辺など、緑の拠点を形成するエリアを「緑を守り育てるゾーン」と位置づけ、「市民の憩いの場」、「*生物多様性を維持する場」として保全していきます。

また、市民と自然との共生をはぐくむ中心的な役割を果たす空間としての整備等により緑を安定的に確保し、市民が暮らしのなかで緑を身近に感じ、ふれあうことができるゾーンとして守り育てていきます。

③住と調和した生産・流通ゾーン

東中神駅、中神駅及び昭島駅の北部、拝島駅の東部、多摩川上流水再生センター周辺、郷地・福島地区の工業地や、拝島橋周辺の大規模な流通施設が立地する地区を「住と調和した生産・流通ゾーン」と位置づけ、生産・流通機能の維持・向上を図るとともに、ゾーン内やその周辺に立地する住宅等の建築物を適正に誘導し、住環境と生産・流通機能の調和・共存を目指していきます。

④緑豊かに住まうゾーン

広域交流基幹軸を構成する江戸街道（昭3・4・2号）以南、及び玉川上水以北の住宅市街地を「緑豊かに住まうゾーン」と位置づけます。

主に、低層住宅を中心とした土地利用を維持するとともに、身近に存在する農地や崖線、多摩川や玉川上水、樹林地などの豊富な水と緑の資源を活かした、良

質でゆとりある閑静な住宅市街地の形成を目指していきます。

⑤快適な都市生活を創るゾーン

広域交流基幹軸を構成する江戸街道（昭3・4・2号）以北を中心とした、低層・中高層の住宅が高い密度で立地している市街地を「快適な都市生活を創るゾーン」と位置づけます。

これからも利便性・安全性・快適性の高い住宅が供給されるよう、土地の高度利用を誘導していくとともに、文化・スポーツ・レクリエーションなどまちの魅力を高める機能の維持・向上を図りながら、福祉や防災、景観づくりの視点にも配慮した住宅・住環境の整備を図っていきます。

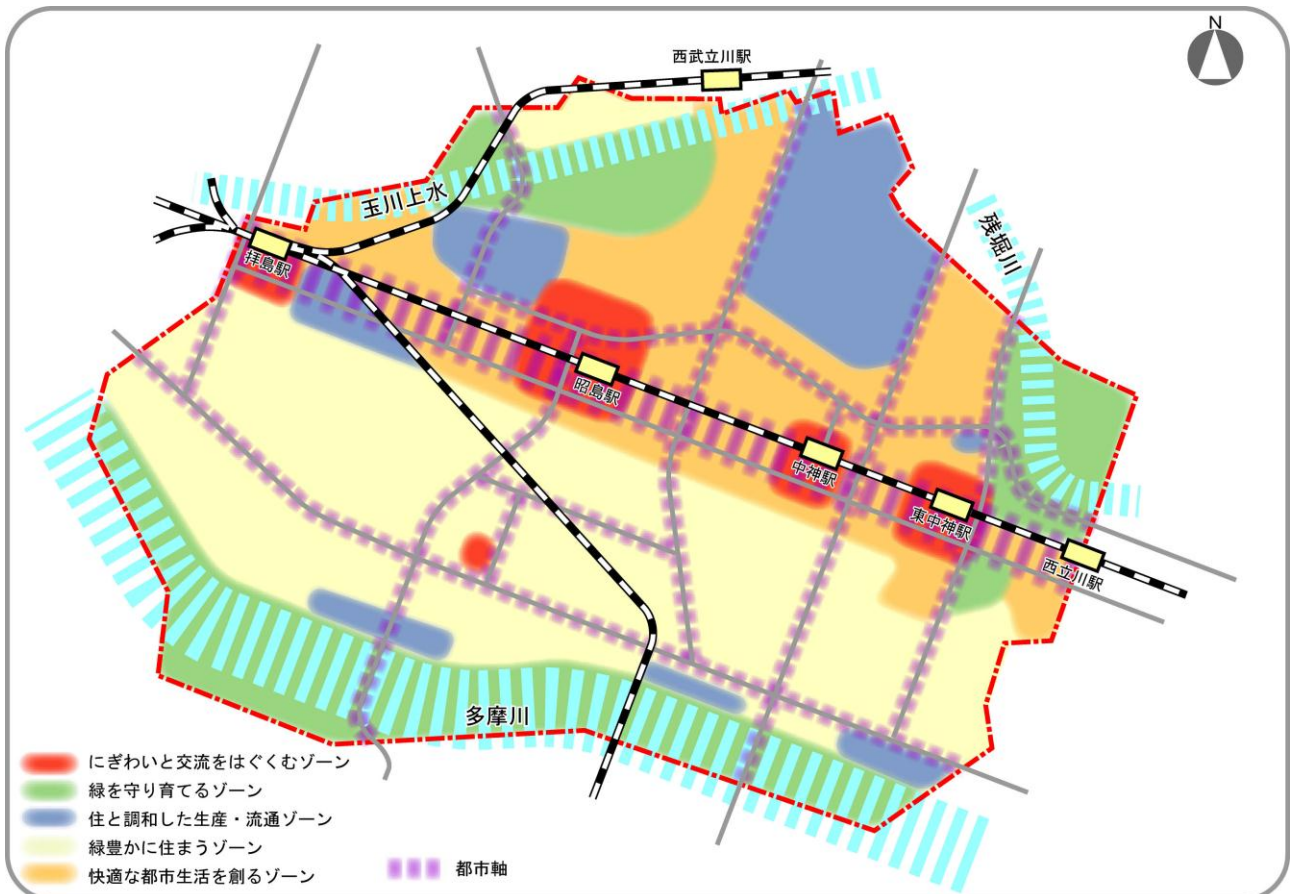


図 ゾーン

(5) 将来都市構造図

凡 例

《都市拠点》

- 中心拠点
- 行政拠点
- 新・交流拠点
- 地域活性化拠点

《都市軸》

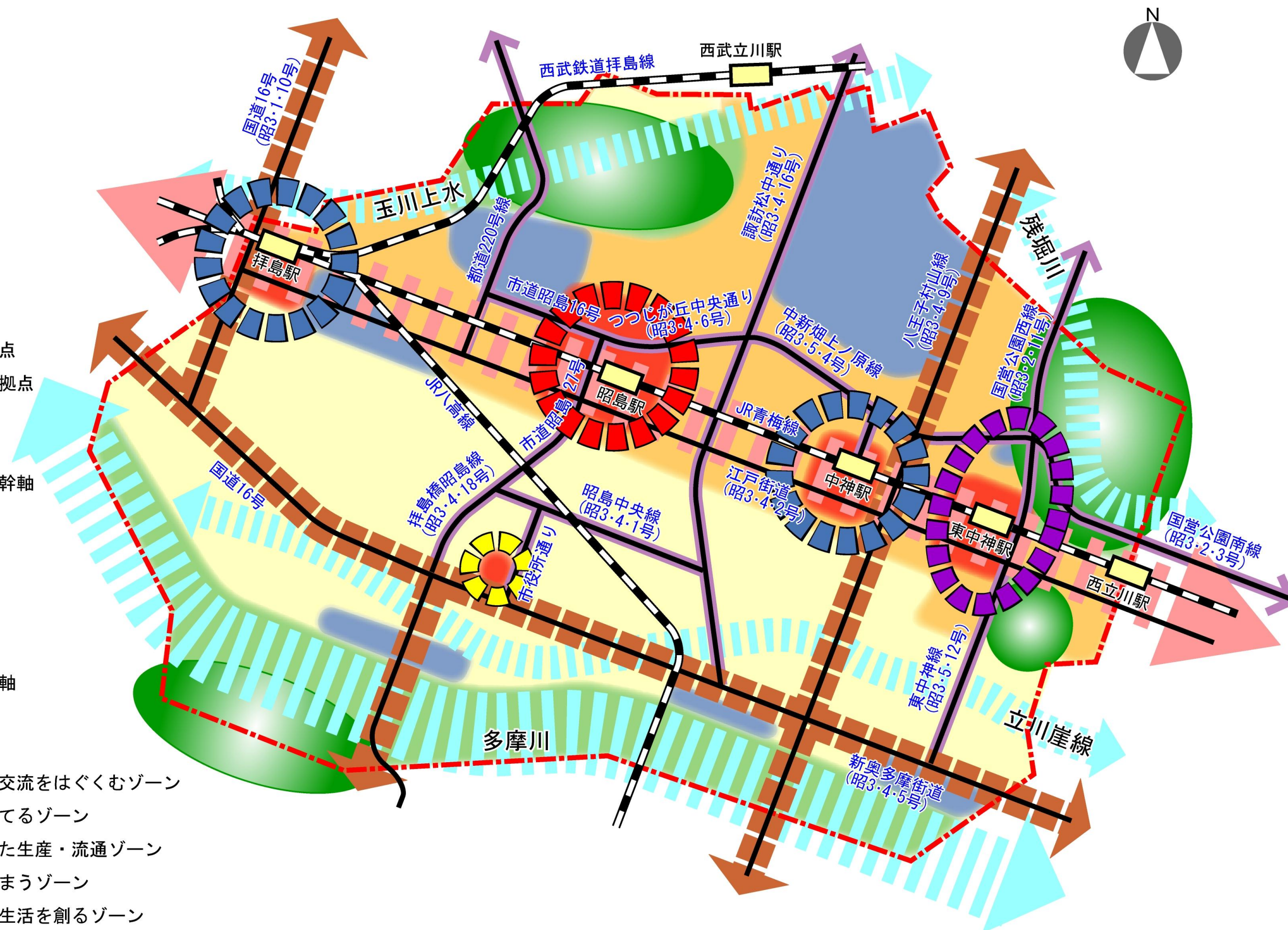
- 広域交流基幹軸
- 広域交流軸
- 都市連絡軸

《水と緑の骨格》

- 緑の拠点
- 水と緑の主軸

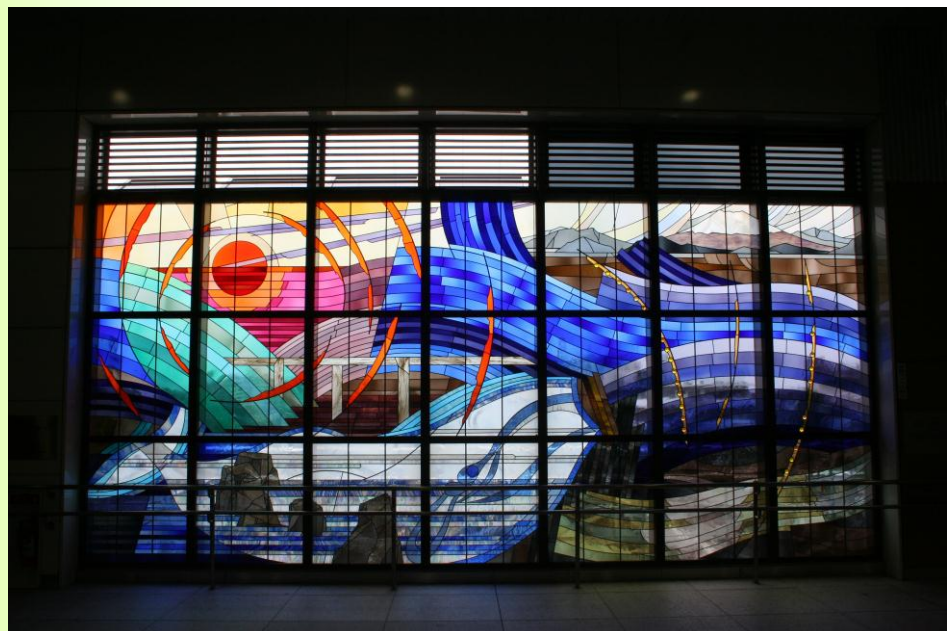
《ゾーン》

- にぎわいと交流をはぐくむゾーン
- 緑を守り育てるゾーン
- 住と調和した生産・流通ゾーン
- 緑豊かに住まうゾーン
- 快適な都市生活を創るゾーン



第 3 章

まちづくりの方針



浜島駅自由通路 ステンドグラス

「まちづくりの方針」は、3つの基本目標を実現していくために展開する、まちづくりの施策や、個別の都市計画などの決定・変更の指針となるよう、その方向性を示したものです。

1 人と自然の共生・循環を大切にするまち

(1) 緑を守り育て、緑をつなげる

①連続する崖線の緑の保全

本市の緑を特徴づける崖線の樹林地については、*生物多様性の維持、景観などの面で重要性が高いことから、「水と緑の主軸」としてその連続性が失われることのないよう、社寺林や農地など周辺地区を含めた一体的な保全を、市民の協力を得ながら図ります。

また、良好な樹林を維持していくために、*緑地保全地域の指定拡大及び公有化を関係機関に要請していくとともに、緑化推進基金の活用などにより、公有化を図ります。

②多摩川河川敷、滝山丘陵の保全

国の「*多摩川水系河川整備計画」に基づき、多摩川河川敷や拝島緑地等の保全と有効活用に努めます。

また、多摩川河川敷の一部については、自然保護との調和や景観に配慮しながら、緑に恵まれた自然を活かし、市民の憩いの場やスポーツ・レクリエーション空間として活用を図るとともに、「*たまりバー50キロ」を構成する多摩川堤防上の遊歩道について、関係機関と連携しながら適切な維持・管理に努めていきます。

「緑の拠点」に位置づけた滝山丘陵についても、土地利用の転換を抑制するなど、自然環境や*生物多様性、景観の維持・保全に努めます。

③玉川上水とその周辺の緑の保全

玉川上水に沿って形成された緑については、代官山周辺の樹林地と一体となって、市民が自然とふれあえる「緑の拠点」として、市民や所有者の協力を得ながら保全に努めていきます。

また、関係機関や近隣市との連携により、連続的な自然環境や景観の保全に取り組んでいきます。

④農地の保全と活用

*都市農業を振興するための貴重な生産空間として、また、都市における貴重な緑の空間として、*生産緑地制度などの活用を図り、農地の保全に努めていきます。

さらに、緑地、防災、教育をはじめ*市民農園等、市民のふれあいやレクリエーションの場など多面的な役割も踏まえ、農地の保全と活用を図っていきます。

⑤ゆかりある樹木・樹林の保全

地域にゆかりのある大木や樹林については、*保存樹木・樹林の指定を進めるなどして、市民と一体となってその保全に努めるとともに、維持・管理の支援や地域住民への開放を推進し、地域のシンボルとして育てていきます。

社寺などの樹林についても保全に努めるよう、その維持・管理の方策について検討します。

⑥公園等の整備

公園等は、地域的なバランスや防災性の確保を考慮するとともに、地域の特性を活かし、個性と魅力のある公園等となるよう、整備を進めていきます。

また、買取り申し出のあった*生産緑地を出来る限り公有化し、公園等に活用するよう努めていきます。

公園等の維持・管理に際しては、*アダプト制度の活用など、市民との*協働による取り組みを進めていきます。

「緑の拠点」に位置づけた昭和公園は、豊かな緑の空間を創り出していることから、緑のまちづくりの重要な資源として整備を進めていきます。

国営昭和記念公園と一体として「緑の拠点」に位置づけた立川基地跡地昭島地区の整備にあわせ、連続性にも配慮した緑地等の確保・整備を関係機関と連携しながら進めるなど、その拠点性の強化を図っていきます。

⑦公共・公益施設の緑化

学校の校庭芝生化や*公共・公益施設の緑化を進めるなどして、市街地における緑のシンボルとなるよう、緑化事業に努めます。



また、駅前広場についても、人びとがふれあい憩う緑の空間として、整備と活用を図ります。

⑧民有地の緑化

緑と調和した良好な街並みが形成されるよう、住宅、商業施設、工場など民有地の緑化を推進します。

生け垣の造成、道路に面した*接道部の緑化等を促進するとともに、様々な市街地のタイプに合わせて地域の緑化を推進するしくみを整えていきます。

⑨緑のネットワークの形成

多摩川周辺、玉川上水周辺、国営昭和記念公園・立川基地跡地昭島地区周辺、昭和公園などの主要な緑と水辺の拠点や資源をつなぐ道路等を軸として、市街地の緑化を進め、緑のネットワークを形成していきます。

特に、幅員にゆとりのある道路や*コミュニティ道路などについては、シンボルとなる街路樹づくりや市民の協力による道路緑化など、緑豊かな整備を進めていきます。

(2) 水の魅力を次世代に引き継ぐ循環型都市をつくる

①湧水地の保全

湧水地がこれ以上減少しないよう、また、水質が損なわれないよう、湧水地周辺の樹木・樹林等や崖線上部の農地の一体的な保全を、所有者などの協力を得ながら図っていくとともに、雨水の地下浸透の促進に努めます。

②水辺の保全

多摩川においては、多様な生き物が生息・繁殖できるよう水辺形態や水質を、また、玉川上水においては、景観に配慮しながら水路に沿った自然性の高い空間を、それぞれ保全していきます。

③水循環の確保

*公共・公益施設の整備や民間の開発事業等に際しては、*透水性舗装や*雨水浸透施設の設置の推進などにより、雨水の地下浸透を高め、地下水量を確保していくほか、雨水の再利用など水循環の確保により、環境との調和を図っていきます。

また、各家庭での雨水再利用を促進するための方策を検討するとともに、啓発に努めます。

④水とふれあえる場の形成

河川・水路沿いには、*親水効果が得られるような遊歩道の整備や水辺の景観づくりを推進し、自然観察など市民が水とふれあうことのできる空間を確保していきます。

⑤安全でおいしい水の供給

地下水100%のおいしい水をこれからも供給できるよう、水源施設の維持・管理や水質の保全、配水管の耐震化など、水道施設の整備・拡充を進めていきます。

また、市民、事業所等を含めた節水活動の推進により、貴重な水の有効利用を図っていきます。

⑥下水・排水対策の推進

河川の水質汚染を防ぐため、水洗化や事業所等の排水対策の促進を図るとともに、下水の*高度処理を関係機関へ要請していくほか、*管きよなどの施設整備を進めていきます。

(3) 環境への負荷の少ないまちをつくる

①省資源・省エネルギーの推進

*公共・公益施設の断熱性向上や省エネ設備、太陽光発電など*新エネルギーの導入及び雨水の再利用を進めるとともに、市民、事業所等への普及に努め、*省資源・*省エネルギーを推進します。



また、*公共・公益施設の新たな整備や改善などにおいては、環境性能に優れた施設・建築物の整備を進めます。

②資源循環型社会の形成

*環境コミュニケーションセンターの活用により、適正かつ効率的なリサイクルを一層推進し、資源*循環型社会の形成に努めます。

③環境に負荷をかけない都市整備

*公共・公益施設整備や*市街地開発事業、民間の開発事業等が行われる際には、環境性能に優れた建築物の建築、施設の集約化、複合化を推進、誘導するとともに、水循環、自然地形や植生、*生態系の保全、回復にも配慮した建物配置や施設管理に努めます。

④自動車による環境への負荷の低減

交通渋滞箇所の解消、*低公害型車両の普及促進など、総合的かつ広域的な道路・交通対策により、自動車によるCO₂排出量の削減や、騒音、振動等の低減を図ります。

また、自動車交通への依存を抑制するため、*Aバスの利便性や鉄道・バス等の交通結節機能の向上等により、公共交通の利用促進を図ります。

主要な幹線道路の整備に際しては、必要に応じて植樹帯などを設け、沿道環境に配慮していきます。

⑤環境に負荷をかけないしくみづくり

*環境コミュニケーションセンターを拠点として、環境に関する情報発信や環境学習を進めるなど、市民、事業所等との連携により、環境に負荷をかけないしくみづくりを検討していきます。

⑥航空機騒音対策の推進

横田基地の航空機騒音の被害から市民生活を守り、良好な住環境を保全するため、騒音の軽減や生活環境の整備など、基地周辺整備対策に積極的に取り組むとともに、関係機関に対し必要な施策の推進を要請していきます。

② 生涯にわたり安心して暮らせるまち

(1) 人にやさしいまちをつくる

①公共・公益施設の整備

市民が利用する*公共・公益施設については、誰もが安全かつ快適に利用できるものとなるよう、*ユニバーサルデザインに配慮した設備の整備・改修を促進していきます。

②民間の建築物の誘導

商業施設など民間の建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（*バリアフリー新法）」や「*東京都福祉のまちづくり条例」により、利用者の視点に立った施設の整備を誘導していきます。

③福祉活動等を支えるまちづくり

急速な高齢化の進行により、健康づくりや生涯学習等への需要はますます高まると予想されることから、保健福祉センターなどの福祉施設の機能の充実を図っていきます。

また、*地域包括支援センターの整備を促進するとともに機能の充実に努め、高齢福祉や*高齢者介護の支援を強化します。

こうした施設の整備や既存施設の機能強化を図りながら、保健・医療・福祉施策の連携・充実や、人づくり、*コミュニティづくりなど、総合的な視点から福祉のまちづくりを進めていきます。

④移動手段の確保

医療施設、福祉施設、文化施設をはじめとする*公共・公益施設や商業施設等の目的地へ、安全かつ身体的に負担の少ない方法で移動できるよう、駅施設や停留所、バス車両等の改善を関係機関と連携して進めていくとともに、案内板や音声、*誘導ブロックなどによる情報伝達の機能の強化に努め、*高齢者、障害者等の生活圏や行動範囲の拡大を図ります。



⑤歩行者空間のネットワーク化

*ユニバーサルデザインに配慮した*公共・公益施設や民間の建築物を中心として、誰もが障害なく、安心して安全に通行や休息ができるような歩行者空間の連続的な整備に努め、ネットワークを形成していきます。

(2) 災害に強いまちをつくる

①安全な市街地の整備

小・中学校など*公共・公益施設は、*耐震診断等に基づき、耐震性の向上を促進します。

また、市内の住宅や民間建築物についても、「*昭島市耐震改修促進計画」に基づく*耐震診断・改修など支援施策の活用や啓発活動に努め、耐震化を促進していきます。

木造住宅が密集するなど災害時の危険性が高い地区や、駅前など不特定多数の人が集まる地区においては、市民との合意形成を図りながら、市街地の再整備を検討していくほか、*防火地域の指定などにより建築物の不燃化を進めていきます。

②オープンスペースの整備と確保

大規模な公園・緑地、小・中学校等、*広域避難場所や*一時避難場所、*避難所に指定している*オープンスペースについては、周辺の緑の確保などにより、避難場所としての機能強化を図っていくほか、地区レベルの防災活動の拠点として機能するように、必要な施設の整備等を行っていきます。

また、*都市計画公園等の整備や農地の保全に努め、より身近で安全な避難空間の確保を図っていきます。

③避難・救援に必要な道路の整備

災害時の避難、消火活動及び緊急物資等の輸送ルートとして、また*延焼防止機能や*一時避難場所等への避難路として、*都市計画道路をはじめとする主要な幹線道路の整備や拡幅を図り、防災性の高い道路網の形成を促進していきます。

こうした視点から道路と沿道市街地の一体的整備の検討や、地区レベルの*生活

道路網について整備の優先度を把握し、避難救援に支障のある狭あい部分の解消に努めます。

④消防水利の整備

災害時の*消防水利確保のため、引き続き水利の不足する地区を中心として、防火貯水槽の整備に努めます。

また、一定規模以上の民間施設等を建築する際には、防火貯水槽の設置を誘導していきます。

⑤備蓄・給水施設の確保

災害発生時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、*備蓄倉庫や*簡易備蓄倉庫を配置し、食糧、生活必需品、救助用資機材などの備蓄を推進します。

また、災害時の応急給水に備え、*一時避難場所等に指定した施設などを中心に、災害に強い給水施設のさらなる確保に努めます。

⑥公共下水道（雨水）等の整備

*公共下水道（雨水）の整備を進め、浸水被害の軽減を図ります。

また、*雨水貯留施設や*雨水浸透施設の整備を促進し、雨水流出の抑制と地下還元を図ります。

⑦災害に強いまちを支える人づくりと体制づくり

防災まちづくりは施設整備だけではなく、市民の意識の向上や、継続的な防災活動への参加も必要とされることから、日頃の防災活動にも活用できる*オープンスペースや施設の配置を進めていきます。

また、避難場所などの周知を図るため、*防災マップやホームページなどを活用していきます。

自治会単位の防災組織や企業の防災組織に加え、商店会やPTAなど、各組織が連携して防災活動に取り組めるよう、防災活動の組織化、活性化を推進します。

医療救護活動や応急対策工事などで積極的な協力を得られるよう、関係機関や民間団体等との協力体制の確立に努めます。

(3) 誰もが住み続けられる住環境をつくる

①多様な住宅の供給

多様化・高度化する居住ニーズに対応した住宅の供給や、*高齢者、障害者など誰もが安心して住み続けられるような、*ユニバーサルデザインに配慮した住宅の整備や*高齢者向け住宅の確保等を関係機関と連携して図っていくなど、住環境の整備・向上に努めます。

②居住継続の支援

*高齢者向けの住宅改善や、*高齢者の在宅生活を適切に支援する施策の展開など、いつまでも住み続けられるためのしくみづくりについて、検討を進めていきます。

また、子育てに関する相談や情報交換などが行える場として、子育て支援施設の充実や、*街区公園、*児童遊園等の身近な*オープンスペースの確保を図り、子育てしやすい地域の環境づくりに努めるなど、あらゆる年代の定住環境の整備に努めていきます。

③住宅の質の維持・向上

老朽化した公営住宅の建て替えを関係機関に要請していくほか、民間の共同住宅の維持管理や建て替えに関する相談等について、適切な指導・支援や情報提供に努めるなど、住宅の質の維持・向上を図っていきます。

④日常生活空間の充実

より良い住環境を形成するため、身近な公園・緑地や集会施設等の整備、利便性の高い交通網の整備、魅力ある地域の商店街の整備・再生など、日常の生活空間の充実や機能強化を進めていきます。

また、市立会館や学校施設など既存の*公共・公益施設の活用を図り、青少年や*高齢者をはじめとする様々な市民の交流や地域参加のための施設を充実し、健全な*コミュニティ活動が営まれる住環境の育成を目指します。

⑤質の高い住環境の保全

*面整備事業や、計画的開発によって質の高い住環境が形成されている地区では、良好な住宅地としての環境を保全していきます。

このため、地域住民との合意形成のもと*地区計画等の活用による適正な誘導を行うなど、敷地の細分化の防止や*用途混在の抑制を図っていきます。

⑥公共下水道（污水）の整備

*市街地開発事業や区画整理事業等による新たな道路築造、土地利用形態や道路形態の変更等にあわせて*公共下水道（污水）の整備を進め、住環境の向上を図っていきます。

⑦環境に配慮した住まいづくり

断熱性の向上、省エネ機器や太陽光発電などの*新エネルギー機器の導入を促進するなど、環境に配慮した住宅の普及を図っていきます。



保健福祉センター「あいぽっく」

3 活発な都市の営みを支えるまち

(1) 利便性の高い道路・交通網をつくる

①都市計画道路の整備

*都市計画道路については、広域的な連携・交流や、市内の各地域の連絡を強化する骨格的な道路網を形成するため、機能性、安全性はもとより地域環境との調和にも配慮しながら、計画的な整備を促進していきます。

②幹線道路の整備

「広域交流基幹軸」、「広域交流軸」を形成する幹線道路について、都市間交通や通過交通の円滑な処理を図るため、整備・改良を促進していきます。

- ・江戸街道（昭3・4・2号）

拝島駅南側及び駅前広場の早期整備に努め、交通結節機能の強化を図っていきます。

- ・国道16号

交通混雑や騒音、振動などの課題の緩和を図るため、沿道環境に配慮した拡幅整備の促進を、関係機関とともに図っていきます。

- ・既に整備が完了している新奥多摩街道線（昭3・4・5号）、八王子村山線（昭3・4・9号）については、関係機関と連携し、適切な機能の維持を図っていきます。

③補助的な幹線道路の整備

「都市連絡軸」に位置づけた補助的な幹線道路や生活幹線道路について、都市拠点の育成や公共交通網の確保、災害時の避難・救援路の確保等に配慮しながら、市内の円滑な交通を図るため、整備・改良を促進していきます。

- ・国営公園南線（昭3・2・3号）及び国営公園西線（昭3・2・11号）

立川基地跡地昭島地区の骨格を形成する軸として、立川基地跡地昭島地区の土地利用とあわせ、早期事業化について関係機関と協議・調整を進めます。

- ・東中神線（昭3・5・12号）

南北方向の広域交流軸を補完するとともに、新・交流拠点と広域交流軸の新奥多摩街道線（昭3・4・5号）を連絡する軸として、整備を促進します。

-
- ・ 拝島橋昭島線（昭3・4・18号）

昭島駅周辺の中心拠点と行政拠点の都市拠点間を結ぶ重要な路線としての機能強化を図るため、沿道環境にも配慮した整備を促進していきます。

- ・ 昭島停車場熊川線（都道220号線）

南北方向の広域交流軸を補完する軸として、関係機関と連携して整備を促進します。

- ・ 昭島中央線（昭3・4・1号）

市役所周辺への*アクセス強化を図るため、早期整備に努めます。

- ・ 既に整備が完了している諏訪松中通り（昭3・4・16号）、つつじが丘中央通り（昭3・4・6号）、市道昭島16号、市道昭島27号、中神駅北口線（昭3・4・15号）、中新畑上ノ原線（昭3・5・4号）、市役所通りについては、適切な管理による機能の維持を図っていきます。
- ・ 奥多摩街道（主要地方道29号線）については、市民の生活幹線道路としての機能を確保するため、関係機関と連携しながら整備・改良を促進していきます。

④沿道環境の形成

道路整備にあたっては、災害時の通行や交通事故対策等に配慮した「安全性」や、交通騒音対策、沿道環境対策等による「快適性」の確保を図るため、道路構造の工夫や改善に努めるとともに、街路樹の整備等により良好な道路景観を形成していきます。

また、沿道の土地利用については、交通騒音対策や防災面からもその効果が見込まれることから、周辺の住環境との調和に配慮しながら、その立地特性を活かした商業・業務系を中心とした土地の高度利用を推進していきます。

⑤交通量の分散

*都市計画道路をはじめとする道路の整備促進などにより、自動車交通量の分散を図り、市内で発生している交通渋滞箇所の緩和を目指します。

⑥生活道路の整備

円滑な交通の確保や災害時の避難・救援路の確保、交通事故の防止などを総合的に検討するなかで、*生活道路の整備を進めるとともに、地域住民や歩行者の安全性を確保するため、*狭あい箇所や交通に支障のある箇所などの解消に努めます。

特に一体的な整備を必要とする箇所については、*地区計画等の活用により、建て替え等にあわせた*細街路の拡幅整備を誘導し、道路空間の拡充や地区レベルの道路ネットワークの形成を図っていきます。

また、生け垣化、沿道の緑化等を誘導し、道路の安全性・快適性を高めていきます。

⑦安全な歩行者空間の形成

歩道の整備・改良、電柱の移設や架空線の地中化などを促進し、誰もが安全・快適で円滑に移動ができるような歩行者空間の形成を図ります。

⑧利便性の高い公共交通網の形成

幹線道路等の整備にあわせたバス路線の拡充や、JR八高線の新駅設置などについて引き続き関係機関に要請していくほか、*Aバスの運行ルートを再検討するなどして、利便性の高い公共交通網の形成を図っていきます。

⑨交通結節点の整備

駅前広場が未整備で、鉄道と道路交通との結節機能の強化が必要な拝島駅南口、中神駅南口、東中神駅北口、西立川駅南口について、周辺の市街地整備などとあわせて、整備を促進していきます。

また、駅前周辺の街路整備、バスの乗り継ぎの利便性向上のための関係機関への要請、自転車利用者のための駐輪場の整備などにより、結節機能を強化していきます。



中神駅南口

(2) ゆとりある街並みをつくる

①自然景観や歴史的景観の保全

崖線の緑地や湧水、水路、樹林など多くの貴重な自然景観や、地域共通の財産である歴史的景観などを将来にわたって保全していくとともに、本市を特徴づける観光資源として活用を図っていきます。

②デザイン等に配慮した建築物の整備

*公共・公益施設の整備にあたっては、緑化の推進をはじめとして、施設のデザイン、色彩や建物の高さを一定に定める*スカイラインなど、周辺の街並みとの調和や景観的なアクセントとなるよう配慮していきます。

民間の建築物についても市民の理解と協力を得るなかで、*地区計画等の活用により景観形成の誘導を図っていきます。

③道路環境の整備

道路の整備にあたっては、街路樹や植樹帯などを設けるとともに、架空線の地中化の検討など、景観にも配慮した安全で快適な道路環境づくりを進めるとともに、休憩場所や*ポケットパークなど、ふれあいの場の創造に努めます。

④昭島固有の文化をはぐくむまちづくり

地域や風俗、歴史の文化、日々の生活のなかの文化、商業や工業など産業の文化、水と緑の自然の文化など、様々な昭島固有の文化をはぐくむとともに、新たなまちづくりを進めるなかで生み出される文化を、市民とともに醸成していきます。

また、市内外にその魅力を発信し、貴重な観光資源として活用を図ります。

⑤地域シンボルなどの創造

市民が地域社会に愛着を持てるよう、地域の文化や伝統を大切に*モニュメントを設置するなどして、地域の個性が感じられる景観形成を図るとともに、*公共・公益施設については、地区特有の景観に配慮し、「ふるさと」を感じることのできるシンボルとなるような整備を進めていきます。

（３）各種機能が調和した市街地をつくる

①住まいと農業が調和した市街地づくり

市街地のなかの農地については、農産物の生産の場としてだけでなく、都市環境の保全や防災、農とのふれあいの場となるなど、多面的な機能を有しています。

*生産緑地制度などの活用により、*都市農業の育成を図りながら保全に努めていきます。

農地が宅地化される場合には、*宅地開発等指導要綱や*地区計画等の活用により、敷地の細分化の抑制や道路整備など計画的な市街化を適切に誘導し、安全で快適な住環境の形成を進めていきます。

②住まいと産業が調和した市街地づくり

大規模な工場などが立地する地区や、工場と共同住宅などが混在する地区については、地域経済を維持・発展させ、活力あるまちを形成していく視点から、*地区計画等を活用し、住環境と操業環境との調和を図った適正な*土地利用の誘導に努めます。

各駅周辺を中心にみられる商業地については、地域特性に応じた商業活動の活性化が図られるよう、道路空間の整備や計画的な土地の有効・高度利用などを促進し、商業基盤の強化を図っていきます。

また、これらの商業地では、商業環境の整備だけでなく、地域の日常的な生活の場として、*コミュニティ活動や市民と市民の交流をはぐくむことができるような環境づくりを目指していきます。

③広域的な役割を果たす市街地づくり

立川基地跡地昭島地区については、*核都市「立川」の一翼を担う地区として、広域的な機能を導入し、「昭島市の東の玄関口」にふさわしい、にぎわいと活気にあふれた市街地整備を進めていきます。

④市民のふれあいや交流を高める市街地づくり

都市拠点の昭島、東中神、拝島、中神の各駅を中心とした市街地については、商業、サービスなどこれまで蓄積されてきた都市機能に加え、地域の特性を活か

しながら文化、交流等の施設を整備・活用していくことにより、まちのにぎわいを高めていくとともに、市民のふれあいをはぐくむ施設の整備、誘導を進めていきます。

また、市役所周辺についても、行政機能の充実を図るとともに、多くの市民が集いふれあう空間として、景観にも配慮した魅力ある市街地形成を目指していきます。

都市軸を形成する幹線道路の沿道では、周辺の住環境との調和に留意しながら、その立地特性を活かした商業・業務系を主とする*土地利用の誘導や計画的な土地の高度利用を図り、にぎわいを創出していきます。



つつじが丘中央通り

第 4 章

地域別まちづくりの方針



多摩川

1 地域区分の考え方

まちづくりを進めるうえでの重要な要素として「地域のまとまり」があります。このまとまりは、地形や交通条件、歴史の積み重ねなどを基として、市民生活と直接関わりながら形成されています。

近年は、まちづくりに関する意識の高まりなどもあって、最も身近な生活圏である「地域のまとまり」が、将来どのように整備されていくのかを示していくことが求められるようになりました。

また、市民がまちづくりへ自主的に参加する単位として、市全体だけではなく地域を基準に考えることで、生活に根ざしたまちづくりを進めていくことも必要となっています。

都市計画マスタープランでは、「全体構想」で市全体のまちづくりの考え方を示していくほか、「地域別構想」として、こうした地域ごとの身近なまちづくりを進めていくため地域を区分し、それぞれの現況・課題や整備方針を示していきます。



大師通り くじらの壁画

2 地域の区分

地域の区分にあたっては、まちづくりをより身近に考える単位となるよう、地形や土地利用など地域の特性やまちづくりの目標・方向性に着目して、その共通性や類似性のある地域をひとつのまとまりとし、市全体を5つに区分しました。

なお、標準的な規模は数個の小学校区程度のまとまりとし、次のような基本的な考え方に基づいて設定しました。

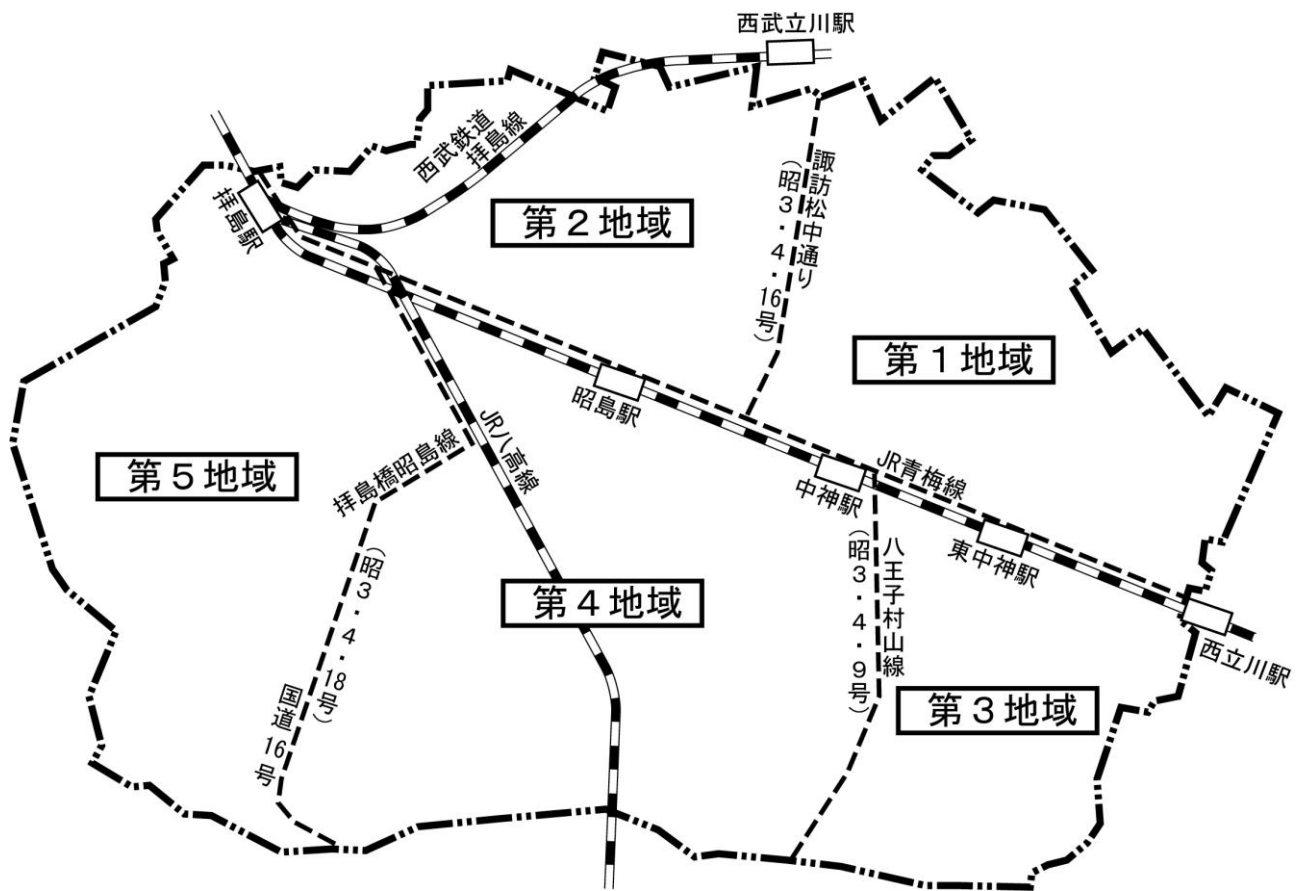
〈地域区分の考え方〉

- ア. 買い物圏等の日常生活圏やその境界、駅利用圏やその境界、自治会や小学校区等の境界を踏まえる。
- イ. 幹線道路や鉄道による区分を踏まえる。
- ウ. 地形・自然的条件による分断要素を踏まえる。
- エ. 市街地構成や土地利用からみた一体性など、市街地特性を踏まえる。



五鉄敷 旧大神駅

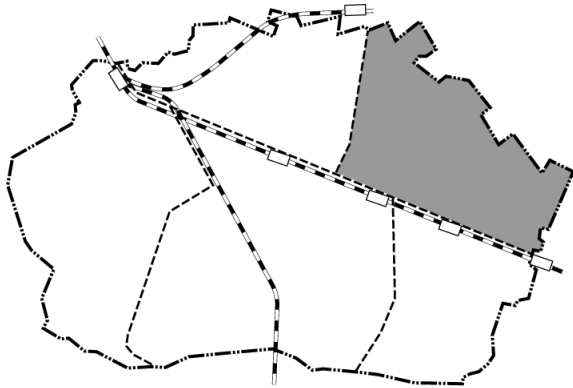
都市計画マスタープランにおける地域の区分



市道昭島40号 地球儀

a第1地域

郷地町、福島町、築地町、中神町の一部、武蔵野2・3丁目、宮沢町の一部、大神町の一部



●地域の概要（平成23年1月現在）

面積	3,257km ² （市の18.8%）
人口	19,205人（市の16.9%）
世帯数	8,998世帯（市の17.5%）
1世帯あたり	2.13人
人口密度	5,897人/km ²
*年少者人口	14.3%（市平均12.9%）
*高齢者人口	19.5%（市平均20.4%）

（1）地域の現況とまちづくりの課題

①人と自然の共生・循環を大切にする視点から

- 武蔵野の工業団地や中神町北部の住宅地には樹林地等の緑の資源が少なく、
*公共・公益施設や工場の敷地内等を中心として、市街地に緑を増やしていく必要があります。
- 9か所の*都市計画公園のうち、未開設のもの（一部開設を含む）が4か所あり、その整備が必要となっています。
- 武蔵野二丁目の工業団地北側にみられるまとまった規模の農地については、
*都市農業の振興や緑地としての機能を守るため、保全していく必要があります。
- 地域北部の柴崎分水、東部の残堀川は、市街地の貴重な水辺空間として、緑のネットワークや景観形成の軸としての活用が求められます。
- 中神*土地区画整理事業第二工区内には農地の緑が点在していますが、事業の進行により緑被の減少が予想されます。
- 国営昭和記念公園の豊かな緑が、*レクリエーション機能などを中心として市民に親しまれており、その機能の充実が必要となっています。
- 中神駅北口地区や立川基地跡地昭島地区などの新たな市街地整備や道路整備などの際には、環境への負荷の少ないまちづくりを図っていくことが求められます。

②生涯にわたり安心して暮らせる視点から

- 中神町北部の密集市街地は十分な幅員のある道路のネットワークが形成されておらず、中神*土地区画整理事業による道路・公園等の*都市基盤整備が必要となっています。
- 都営住宅の建て替え等の際には、居住者の高齢化や*高齢者世帯の増加に配慮した住環境の整備が求められます。
- 浸水被害の軽減を図るため、引き続き*公共下水道（雨水）の整備が必要となっています。
- 地域に1か所の*広域避難場所と5か所の*一時避難場所及び*避難所を指定しているほか、富士見丘小学校と美ノ宮公園に災害対策用飲料貯水槽を、武蔵野二丁目に災害対策用*備蓄倉庫を設置するなど、災害時の救援機能を整えつつあります。

③活発な都市の営みを支える視点から

- 地域には*都市計画道路が7路線あり、未整備（一部整備を含む）が2路線あります。今後も*都市計画道路の整備を促進し、円滑な交通処理体系を構築する必要があります。
- 交通量の多い都道162号線などにおいて、歩道の設置などによる歩行者の安全性の確保が必要となっています。
- 中神*土地区画整理事業の進行により、中神駅周辺では新たな住宅供給や商業施設等の立地が進んでおり、景観形成等に配慮した建築物の誘導により、良好な街並みの形成を図る必要があります。
- 工業地への共同住宅等の立地もみられることから、工業と調和した住環境の形成が必要となっています。
- 立川基地跡地昭島地区に広域的な機能の導入が予定されていることから、東中神駅周辺は、新たな交流拠点として「昭島市の東の玄関口」にふさわしい駅舎や駅周辺の整備が必要となっています。

（２）地域の将来像

新しい街並みが多彩な顔をもつ、調和のとれた質の高いまち

第１地域は、中神駅北口地区や立川基地跡地昭島地区においての*土地区画整理事業の施行により、新しい街並みを創出していきます。また、立川基地跡地昭島地区は、*核都市「立川」の一翼を担っており、広域的な機能の導入や、*商業、*業務、*レクリエーション機能等といった新たなまちの「顔」の形成を予定しています。

これらのまちづくりを進めるにあたっては、今住む人も、新たに住む人も、地域に誇りを持ち続けられるような、調和のとれた質の高い市街地の形成を目指していきます。

（３）地域のまちづくりの方針

①緑を守り育て、緑をつなげる

立川基地跡地昭島地区の一部に公園等を確保するとともに、道路や残堀川沿いなどの緑化を進めることにより、緑のネットワーク化を図り、国営昭和記念公園と一体となった「緑の拠点」として、その拠点性を強化していきます。

中神*土地区画整理事業の進行により、南文化公園、新畑公園などの*都市計画公園を整備していくほか、*公共・公益施設、工場敷地などの緑化や農地の保全を進めることにより、市街地に緑の空間を増やしていきます。

②水の魅力を次世代に引き継ぐ循環型都市をつくる

立川基地跡地昭島地区や周辺地域の整備にあたっては、雨水浸透などに配慮した市街地整備を進めるほか、雨水の再利用など、循環型のまちづくりの推進に努めます。

残堀川については、市民が水辺に親しめる空間となるような整備を推進していくとともに、柴崎分水の親水機能の維持・保全についても検討していきます。

③環境への負荷の少ないまちをつくる

中神駅北口地区や立川基地跡地昭島地区など、新たな市街地整備に際しては、
*省エネルギーや水循環に配慮した*公共・公益施設の整備に努めます。

また、バス交通網の整備や諏訪松中通り（昭3・4・16号）などの渋滞箇所の解消により、自動車による環境への負荷の低減を図っていきます。

④人にやさしいまちをつくる

中神駅北口地区や立川基地跡地昭島地区など、新たな市街地整備に際しては、
*ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間の整備や案内表示等により、誰もが快適に移動できるまちづくりを進めていきます。

⑤災害に強いまちをつくる

中神町北部の住宅市街地については、小規模な建物の密集により防災上の課題があることから、道路や*オープンスペースの整備など、安全な市街地の形成に向けた*都市基盤の整備に努めます。

一定規模以上の民間施設等を建築する際には、防火貯水槽の設置を誘導するなど、*消防水利のさらなる確保を図ります。

また、*公共下水道（雨水）の整備により、浸水被害の軽減を図っていきます。

⑥誰もが住み続けられる住環境をつくる

東中神駅北側の既成市街地については、都営東中神アパートの建て替えなど今後の土地利用の動向等も見極めつつ、駅前にふさわしいまちづくりを検討していきます。

都営住宅については、居住者の高齢化等も踏まえながら、住環境の維持・改善を関係機関と連携して図っていきます。また、都営中神アパートの建て替えに際しては、*地区計画等を活用するなどして、周辺地域も含めた良好な住環境の形成や安全性の向上、*コミュニティの活性化を図っていきます。

*公共下水道（汚水）については、中神*土地区画整理事業や立川基地跡地昭島地区の新たな市街地や道路の整備にあわせて*管きょ整備を進め、生活環境を整えていきます。

子育てを支援する施設の整備を検討していくほか、生涯学習や防災、スポーツ・レクリエーション等市民の交流や地域参加のための拠点として、市立会館や学校

施設等の活用を推進していきます。

⑦利便性の高い道路・交通網をつくる

立川基地跡地昭島地区の整備とあわせて、国営公園南線（昭3・2・3号）、国営公園西線（昭3・2・11号）、東中神駅北口交通広場などの整備を促進し、道路網の形成を進めるとともに、東中神駅の橋上駅舎化や自由通路の整備により、*交通結節点としての機能強化を図ります。

また、都道162号線などにおいては、歩道の設置などについて、関係機関と連携しながら歩行者の安全対策を図っていきます。

⑧ゆとりある街並みをつくる

*土地区画整理事業や都営住宅の建て替えなどの契機をとらえ、*地区計画等の活用を検討し、周辺環境と調和した質の高い市街地景観形成の誘導に努めます。

また、立川基地跡地昭島地区の道路整備にあたっては、架空線の地中化等により、快適な道路環境づくりを図ります。

⑨各種機能が調和した市街地をつくる

工業団地北側などにみられるまとまった規模の農地は、所有者の理解・協力を得ながら、貴重な緑地機能を有する農業生産空間として、保全に努めていきます。

工場と共同住宅等が混在する地区においては、活力ある産業環境の形成と住環境の保全に配慮するとともに、調和を図った適正な*土地利用の誘導に努めます。

八王子村山線（昭3・4・9号）などの沿道には、商業・業務系を中心とした土地利用を誘導するなどして、にぎわいのある空間形成を図ります。

立川基地跡地昭島地区については、広域的な機能を導入し、「昭島市の東の玄関口」にふさわしいにぎわいと活気を創出するとともに、周辺環境との調和を図るため、*地区計画の活用などにより、適正な土地利用を誘導していきます。

（４）立川基地跡地昭島地区の整備方針

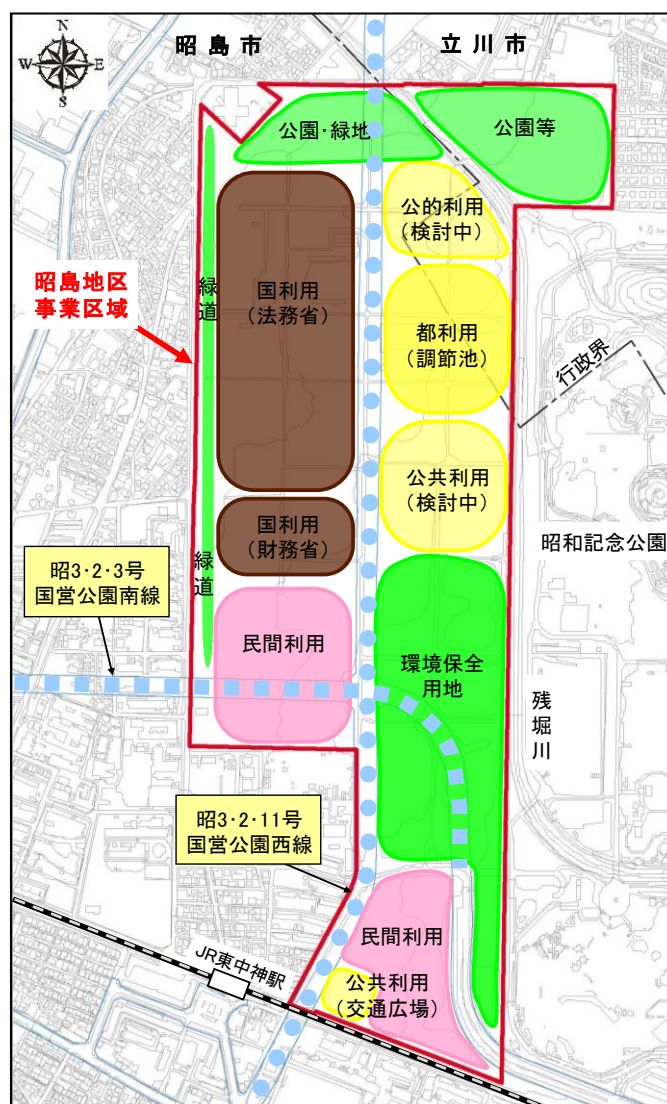
立川基地跡地昭島地区は、平成20年6月に策定（平成22年3月一部変更）した土地利用計画に基づき、*土地区画整理事業により基盤整備を行い、地域にエネルギーを供給する施設を含め、周辺の市街化調整区域も一体となった市街地として、新たなまちづくりを行っていきます。

新たなまちは、*核都市「立川」の一翼を担う地区にふさわしい広域的な機能の導入を目指し公共・公的利用を図る区域や、「昭島市の東の玄関口」としてにぎわいと活気を創出する民間利用を図る区域、公園・環境保全用地等の緑空間で形成します。あわせて、隣接する国営昭和記念公園の緑を活用し、環境や景観に配慮した、質の高い生活空間の形成を図っていきます。

公共・公的施設の区域は、法務省の矯正施設・研修施設等の国際法務総合センター（仮称）や残堀川の調節池等の立地を図ります。なお、立川市域にまたがる公的利用の区域については、両市で協議・調整を行い、今後の土地利用を検討していきます。

民間利用の区域は、その立地特性にあわせ、駅に近接する区域では、商業を主体としたにぎわいのある交流の拠点をつくり、国営公園南線（昭3・2・3号）が横断する区域では、居住機能に加えて商業、業務など多様な機能を誘導し、快適性を備えた複合市街地の形成を図ります。また、建築物は、周辺環境と高さや意匠等の調和に配慮した中高層建築物を誘導します。

環境保全用地は、都市部の緑を確保するとともに、駅周辺のにぎわいが連なる地域として、市民のみならず来街者も憩うことのできる緑豊かな地区を形成します。



立川基地跡地昭島地区 利用計画図

(5) 地域別将来構想図 (第1地域)

※この構想図は、地域のまちづくりの方針の中から、主な項目を図上に示したものです。





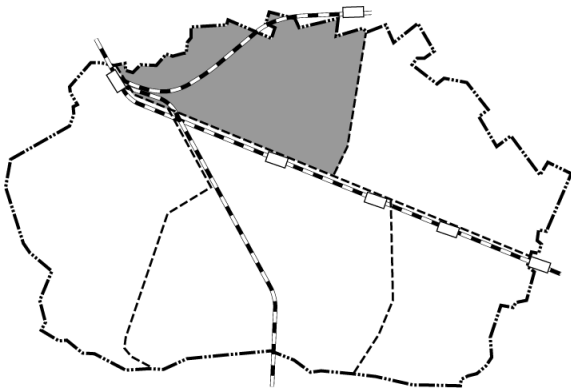
中神駅北口



八王子村山線

a第2地域

つつじが丘1～3丁目、美堀町1～5丁目、大神町の一部、田中町の一部、
上川原町の一部、拝島町の一部



●地域の概要（平成23年1月現在）

面積	2,853km ² （市の16.5%）
人口	13,746人（市の12.1%）
世帯数	5,911世帯（市の11.5%）
1世帯あたり	2.33人
人口密度	4,818人/km ²
*年少者人口	9.8%（市平均12.9%）
*高齢者人口	21.1%（市平均20.4%）

（1）地域の現況とまちづくりの課題

①人と自然の共生・循環を大切にする視点から

- 地域北部を東西方向に玉川上水が流れており、一部に*暗きよとなっている箇所もあります。自然環境の保全とともに、市民が緑や水辺に親しむ軸として、整備について関係機関と協議・調整していく必要があります。
- 代官山周辺の樹林地をはじめ、玉川上水に沿って緑の資源が多くみられるなど、緑被率の高い地域であり、これらをまとまって保全することで緑のもつ様々な効果を発揮することが期待されます。
- 2か所の*都市計画公園のうち、上水公園は一部が未開設となっており、その整備が求められます。また、地域内には*都市計画公園以外の公園が比較的多く分布しており、市民の憩いの場となっていることから、その機能を維持するよう、適正な管理に努める必要があります。
- 美堀町一・二丁目には、まとまった規模の農地が多く、*生産緑地も多いことから、*都市農業の振興や緑地としての機能を守るため、保全していく必要があります。
- *公共・公益施設の整備や新たな市街地の開発、道路整備などの際には、環境への負荷の少ないまちづくりを図っていくことが求められます。
- 横田基地に隣接する地区を含むことから、航空機騒音の軽減と生活環境の保全が求められます。

②生涯にわたり安心して暮らせる視点から

- 昭島つつじが丘ハイツ、西武拝島ハイツなどの計画的に開発された共同住宅について、居住者の高齢化や*高齢者世帯の増加に配慮した住環境の整備が求められます。
- 西武立川駅南側に広がる大規模な未利用地の土地利用が図られる際には、周辺環境に配慮した良好な住環境の形成を誘導していく必要があります。
- 浸水被害の軽減を図るため、引き続き*公共下水道（雨水）の整備が必要となっています。
- 全体的には建物の密度も比較的低く、ゴルフ場や農地、文教施設等の*オープンスペースにも恵まれており、災害時の延焼の危険性は低い地域であることから、今後とも、良好な住環境の維持が望まれます。
- 地域に1か所の*広域避難場所と7か所の*一時避難場所及び*避難所を指定しており、みほり広場に災害対策用飲料貯水槽を、拝島第二小学校の隣接地に災害対策用*備蓄倉庫、また、美堀町二丁目に防災資機材倉庫を設置するなど、災害時の避難・救援活動への備えを進めています。

③活発な都市の営みを支える視点から

- 地域には*都市計画道路が2路線あり、ともに整備が完了していますが、地域の中央に工場、ゴルフ場等の大規模な土地利用がみられるため、南北及び東西方向へ移動するための道路が限られていること、また、昭島駅北側において交通渋滞が発生していることなどから、新たな幹線道路の整備などにより、交通の円滑な処理と、地域の道路ネットワーク形成を図る必要があります。
- 拝島駅南北自由通路の有効利用や周辺の道路の整備を進め、拝島駅南側の地区との連絡の強化を図る必要があります。
- 玉川上水を中心とした自然環境や、昭島駅北側周辺に形成された新たな市街地の街並みなど、地域の個性を活かした景観の維持・保全を図っていく必要があります。
- 美堀町三丁目には小規模な工場が立地しており、周辺の住環境との共存・調和を図る必要があります。
- 昭島駅周辺は、市民が誇りや愛着を持てる「昭島市の顔」として育成していくため、今後は、商業・業務・文化等に加え、居住など多様な機能を備えた*集約型都市構造の実現を図っていくことが求められます。

(2) 地域の将来像

水辺のゆとりとにぎわいを楽しむ、愛着のもてるまち

第2地域は、昭島駅北側に商業施設や市民会館などの*公共・公益施設が集積し、にぎわいと活気ある街並みが形成されている一方、北部を流れる玉川上水周辺の豊かな自然環境にも恵まれ、安らぎとゆとりをもたらしています。

今後も、玉川上水や商業・文化施設など地域の資源を最大限に活用して、愛着のもてる魅力ある市街地の形成を中心として、まちづくりを進めます。

(3) 地域のまちづくりの方針

①緑を守り育て、緑をつなげる

玉川上水に沿って分布する緑については、代官山の樹林地や周辺の*生産緑地などとあわせて、緑の拠点として一体的に保全を図ります。

こうした緑を楽しみながら散策できる遊歩道等の整備を、関係機関と連携して図っていきます。また、美堀町三丁目の*エコ・パークには緑豊かなスポーツ・レクリエーションの場を整備するほか、*都市計画公園の未開設部分の整備を図るなど、連続的な自然環境の形成に努めていきます。

②水の魅力を次世代に引き継ぐ循環型都市をつくる

玉川上水周辺については、市民が水辺に親しむ貴重な空間として、景観に配慮した整備・保全を、関係機関と連携を図りながら進めていきます。

*公共・公益施設の整備に際しては雨水の浸透・再利用などにより環境との調和を図りながら、循環型のまちづくりの推進に努めます。

③環境への負荷の少ないまちをつくる

*公共・公益施設の整備や開発事業の際には、*省エネルギーや水循環への配慮に努めるほか、つつじが丘中央通り（昭3・4・6号）、市道昭島16号など昭島駅北

側周辺の渋滞箇所の解消などにより、自動車による環境への負荷の低減を図っていきます。

また、ごみの減量化、再資源化を一層進めるとともに、市民と連携して総合的な環境学習を行える場として、*環境コミュニケーションセンターを活用していきます。

なお、関係機関に対し、横田基地に隣接する地区の航空機騒音の軽減と生活環境の整備などについて要請を行っていきます。

④人にやさしいまちをつくる

地域には市民会館・公民館、児童センター、大規模商業施設、ホテルなど、不特定多数の人が集まる施設が数多く立地することから、こうした施設を中心として、*ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間の整備や案内表示等により、誰もが快適に移動できるまちづくりを進めていきます。

⑤災害に強いまちをつくる

一定規模以上の民間施設等を建築する際には、防火貯水槽の設置を誘導するなど、*消防水利のさらなる確保を図ります。

また、つつじが丘、堀向、拝島駅周辺と、*コミュニティが大きく3つに分かれていることから、それぞれの*一時避難場所を拠点として、防災活動の組織化とさらなる活性化を図ります。

*公共下水道（雨水）の整備により、浸水被害の軽減を図っていきます。

⑥誰もが住み続けられる住環境をつくる

昭島つつじが丘ハイツ、西武拝島ハイツなどについては、居住者の高齢化に対応した住環境整備の方策について、関係機関に要請していきます。

西武立川駅南側の大規模な未利用地の土地利用が図られる際には、多様なニーズに対応し、周辺も含めた良好な住宅・住環境が形成されるよう、*地区計画等を活用し誘導していきます。

生涯学習や防災、スポーツ・レクリエーション等市民の交流や地域参加のための拠点として、学校施設の活用を検討・推進していくほか、子育てを支援する施設の充実を図っていきます。

⑦利便性の高い道路・交通網をつくる

昭島駅北側の道路ネットワークの形成により、交通渋滞の解消と市内外からの来街者の利便性の向上を図るとともに、街路樹、並木等景観にも配慮した歩行者ネットワークの形成を推進し、駅周辺が回遊性、快適性の高い空間となるよう整備に努め、「中心拠点」にふさわしいにぎわいのあるまちの形成を目指していきます。

JR八高線の松原架道橋の拡幅を促進し、都道220号線や拝島駅南北自由通路とあわせて、JR青梅線南北の連絡強化を図っていきます。

⑧ゆとりある街並みをつくる

玉川上水の水や緑の景観を、地域のシンボルとして保全していきます。

大規模工場やゴルフ場、民間のスポーツ・レクリエーション施設など、まとまった土地利用が行われている地区が多いことから、こうした施設と協調して、良好な市街地の景観づくりを進めていきます。

⑨各種機能が調和した市街地をつくる

美堀町一・二丁目にみられるまとまった規模の農地は、所有者の理解・協力を得ながら、貴重な緑地機能を有する農業生産空間として、保全に努めていきます。

農地が宅地化される際には、十分な幅員をもつ道路の整備を図るなど、安全で快適な住環境が形成されるよう誘導していきます。

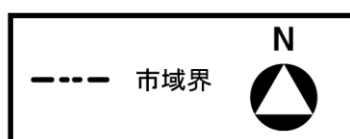
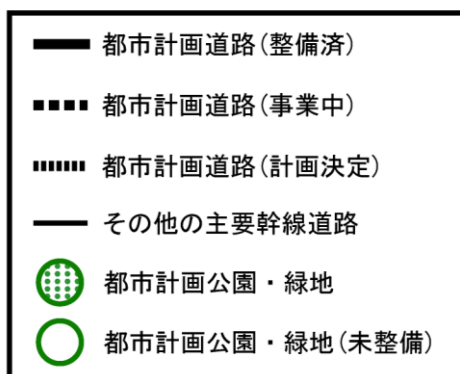
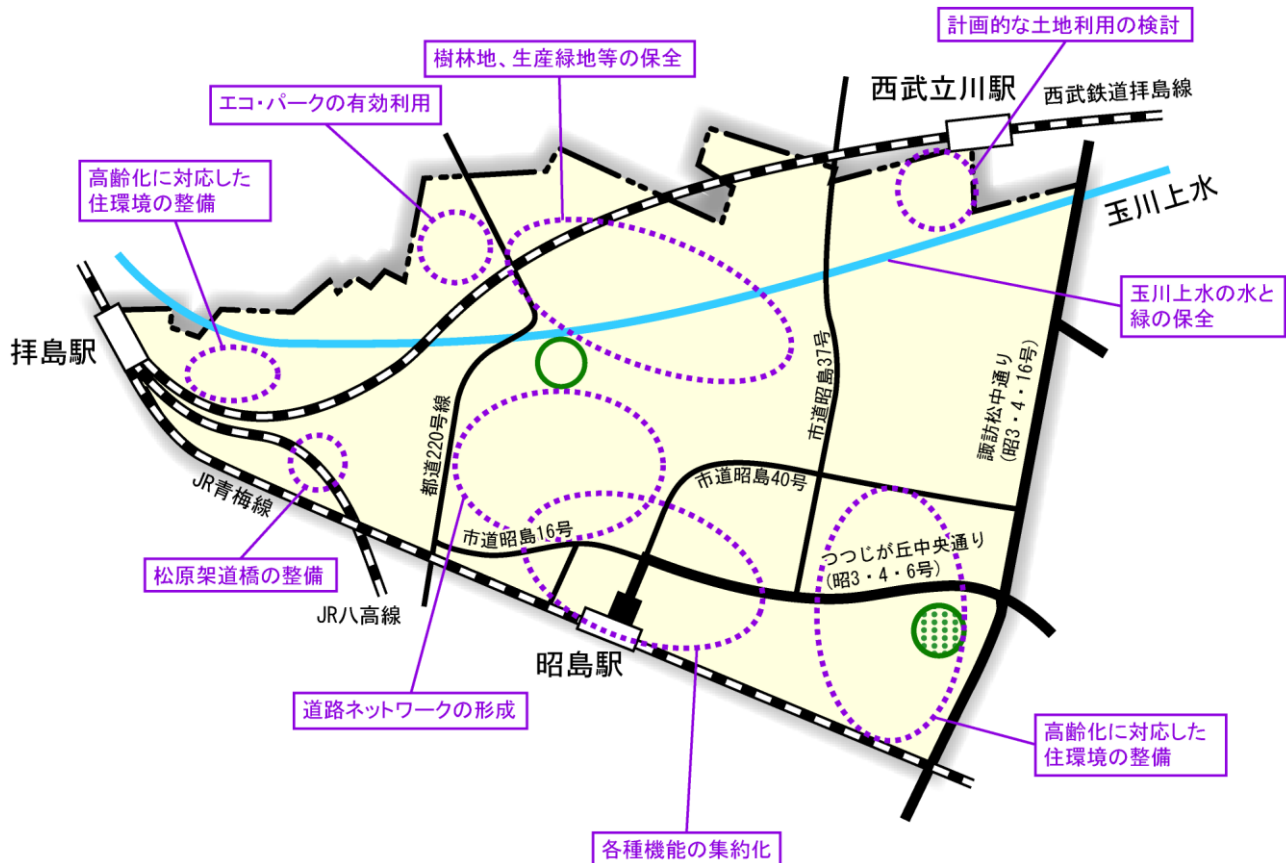
美堀町三丁目の小規模な工場が立地する地区では、周辺の住環境を損なうことのないよう、引き続き*特別用途地区の活用により適正な*土地利用の誘導に努めます。

地域の中心にある大規模な工業地区についても、周辺環境との調和を図りながら、活力ある操業環境の維持を推進していきます。

昭島駅北側については、既存の*商業・*業務・*文化機能等に加え、居住機能も導入するなどして駅周辺への多様な機能の集約を図り、居住者・来街者、*高齢者・若年層、家族・友人等が、買い物、散歩、スポーツなどを通じてふれあい、活気と魅力にあふれたまちを形成していきます。

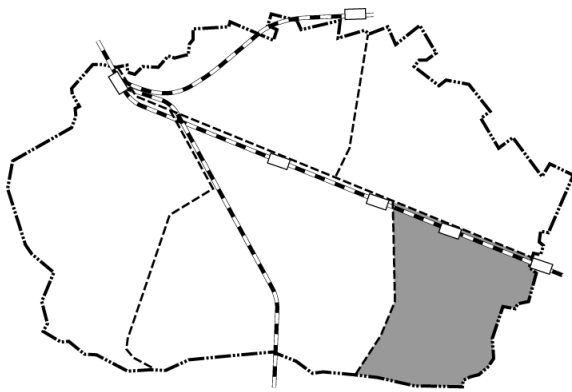
(4) 地域別将来構想図 (第2地域)

※この構想図は、地域のまちづくりの方針の中から、主な項目を図上に示したものです。



a第3地域

東町1～5丁目、郷地町1～3丁目、福島町1～3丁目、玉川町1・3丁目、
玉川町2・4・5丁目の一部



●地域の概要（平成23年1月現在）

面積	2.145km ² （市の12.4%）
人口	18,698人（市の16.5%）
世帯数	8,617世帯（市の16.8%）
1世帯あたり	2.17人
人口密度	8,717人/km ²
*年少者人口	11.3%（市平均12.9%）
*高齢者人口	22.6%（市平均20.4%）

（1）地域の現況とまちづくりの課題

①人と自然の共生・循環を大切にする視点から

- 郷地町の崖線樹林地や、福島町の広福寺周辺や福島神社の社寺林は、自然性が高いことから、これからも*生物多様性を維持する空間として、また、地域の景観資源として保全していく必要があります。
- 地域北部の玉川町、東町には農地、樹林地は少なくなっていますが、昭和公園は周辺の文教施設とともにまとまりのある緑の資源となっており、ここを拠点として市街地内の緑を増やしていく必要があります。
- 2か所の*都市計画公園のうち、昭和公園には未開設部分があり、その整備が求められます。
- 新奥多摩街道線（昭3・4・5号）周辺を中心にまとまった規模の農地が多く、*生産緑地も多いことから、*都市農業の振興や緑地としての機能を守るため、保全していく必要があります。
- 多摩川は、市民が自然に親しむ場として、また、*生物多様性を維持する空間として、保全を図っていく必要があります。
- *公共・公益施設の整備の際には、水循環への配慮など、環境への負荷の少ないまちづくりを図ることが求められます。また、この視点から多摩大橋北交差点周辺などにみられる交通渋滞箇所の解消が必要となっています。

②生涯にわたり安心して暮らせる視点から

- 崖線の樹林地に隣接して計画的に開発された郷地町二丁目の住宅地（昭島団地）では、良好な住環境を保全していく必要があります。
- 玉川町、東町の一部では、小規模な建物が密集しており、十分な幅員のある道路ネットワークが形成されておらず、災害時の避難救援にも支障が予想されます。これらの地区では、災害時における火災・延焼などの危険性も考えられることから、個々の住宅の更新と連動させるかたちで、道路などの整備を行うなどして地域の防災性の向上を図り、良好な住環境づくりを進める必要があります。
- 地域に1か所の*広域避難場所と10か所の*一時避難場所及び*避難所を指定しているほか、昭和公園には災害対策用飲料貯水槽、福島町三丁目に災害対策用*備蓄倉庫を設置するなど、災害時の避難・救援活動への備えを進めています。
- 浸水被害の軽減を図るため、引き続き*公共下水道（雨水）の整備が必要となっています。

③活発な都市の営みを支える視点から

- 地域には8路線の*都市計画道路がありますが、4路線が未整備になっています。広域交流軸の八王子村山線（昭3・4・9号）の整備により、広域的な交通の処理機能の強化は図られましたが、今後も*都市計画道路の整備等を促進し、地域の幹線道路ネットワーク形成を図る必要があります。
- 奥多摩街道は、通過交通の円滑な処理を図るとともに、生活幹線道路としての機能の維持を図る必要があります。
- 東中神駅は、国営昭和記念公園、立川基地跡地昭島地区及び昭和公園等への玄関口としての役割が期待されますが、現在JR青梅線の南北交通は踏切を介しており、国営公園西線（昭3・2・11号）や東中神の橋上駅舎化、自由通路の早期整備が望まれています。
- 広域交流軸に位置づけた新奥多摩街道線（昭3・4・5号）、八王子村山線（昭3・4・9号）の沿道には未利用地等も比較的多いことから、これらの転換に際しては、沿道に適した土地利用を図ることが求められます。
- 東中神駅南側の八清地区は、古くから商業施設が集積し、地域住民の日常生活を支えてきましたが、近年閉鎖される店舗等も多くみられるため、商業地としての再生が望まれます。
- 西立川駅南口の駅前広場は、未整備となっています。

-
- 郷地町三丁目のクリーンセンターの機能の集約・縮小に伴い生じる予定の跡地について、適正に利用していく必要があります。



陸上競技場



東中神駅南口

(2) 地域の将来像

落ち着きとやすらぎのある生活空間がはぐくまれたまち

第3地域は、江戸街道（昭3・4・2号）に沿って昭和公園や文教施設がまとまって立地しているなど、地域の随所でゆとりある土地利用がみられることから、これからは閑静で落ち着きのあるまちのたたずまいを守り、良好な生活空間の維持・形成を中心としたまちづくりを進めていきます。

(3) 地域のまちづくりの方針

①緑を守り育て、緑をつなげる

崖線の緑を主軸として、周辺の社寺林や農地などについては、*緑地保全地域等の指定拡大及び公有化を関係機関に要請していくとともに、緑化推進基金の活用などにより公有化を図り、緑の保全に努めます。

また、多摩川河川敷の自然環境を保全していくとともに、緑豊かなレクリエーション空間としても活用を図っていきます。

さらに、昭和公園の未開設部分の整備を検討していくほか、新奥多摩街道線（昭3・4・5号）や八王子村山線（昭3・4・9号）などの幹線道路の街路樹の育成などにより、緑の拠点である昭和公園周辺を中心とした市街地内の緑のネットワーク形成を図ります。

②水の魅力を次世代に引き継ぐ循環型都市をつくる

「水と緑の主軸」を形成する多摩川の水辺環境を、*生物多様性を維持する空間として保全していきます。

*公共・公益施設の整備にあたっては、雨水の再利用など循環型のまちづくりの推進に努めます。

③環境への負荷の少ないまちをつくる

*公共・公益施設の整備に際しては、*省エネルギーや水循環への配慮に努めるほか、多摩大橋北交差点周辺などの交通渋滞箇所の解消により、自動車による環境への負荷の低減を図っていきます。

④人にやさしいまちをつくる

昭和公園など多数の人が利用する施設を中心として、*ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間の整備や案内表示等により、誰もが快適に移動できるまちづくりを進めていきます。

⑤災害に強いまちをつくる

玉川町、東町の一部など木造住宅が密集している市街地については、防災上の課題があることから、建物の建て替えや開発事業を契機として、道路空間を確保するなど、安全性の高い市街地の整備を誘導していきます。

一定規模以上の民間施設等を建築する際には、防火貯水槽の設置を誘導するなど、*消防水利のさらなる確保を図ります。

また、*公共下水道（雨水）の整備により、浸水被害の軽減を図っていきます。

⑥誰もが住み続けられる住環境をつくる

郷地町二丁目の住宅地（昭島団地）など、計画的に開発された住宅地は、崖線に隣接した緑豊かな良好な低層住宅地として、*地区計画等の適用を検討し、住環境の保全を図っていきます。

子育てを支援する施設として、総合スポーツセンター内に設置された*つどいのひろばの充実を図るとともに、生涯学習や防災、スポーツ・レクリエーションの拠点として、昭和公園や市立会館、学校施設を有効に活用していきます。

⑦利便性の高い道路・交通網をつくる

国営公園西線（昭3・2・11号）の整備を促進し、国営昭和記念公園や立川基地跡地昭島地区、昭和公園などへの玄関口としての役割を担う東中神駅周辺におけるJR青梅線南北の連絡強化を図っていきます。

また、東中神線（昭3・5・12号）など*都市計画道路の整備を促進し、地域内の

幹線道路ネットワークの機能強化を図ります。

西立川駅南口の駅前広場については、隣接する立川市との協議・調整に努めます。

奥多摩街道は市民の生活幹線道路としての機能の維持を、関係機関と連携しながら図っていきます。

また、十分な歩行者空間が確保されていない*生活道路については、防災や交通安全面に配慮して、沿道宅地の協力を得るなどして整備に努めます。

⑧ゆとりある街並みをつくる

地域のシンボリックな存在である昭和公園を中心に、質の高い市街地の景観づくりを誘導していきます。

昭和公園については、市民球場などを中心に、多様なスポーツ・レクリエーションの拠点として、また、憩いの場として多くの市民に活用されていることから、機能のさらなる充実を図り、これからは市内外からも多くの人々が集い、交流できる空間形成を目指します。

⑨各種機能が調和した市街地をつくる

新奥多摩街道線（昭3・4・5号）周辺にみられるまとまった規模の農地は、所有者の理解・協力を得ながら、貴重な緑地機能を有する農業生産空間として、保全に努めていきます。

東中神駅前から八清地区へと広がる商業地については、地域の日常的な生活を支える空間として、商業活動の維持及び再生を図っていきます。

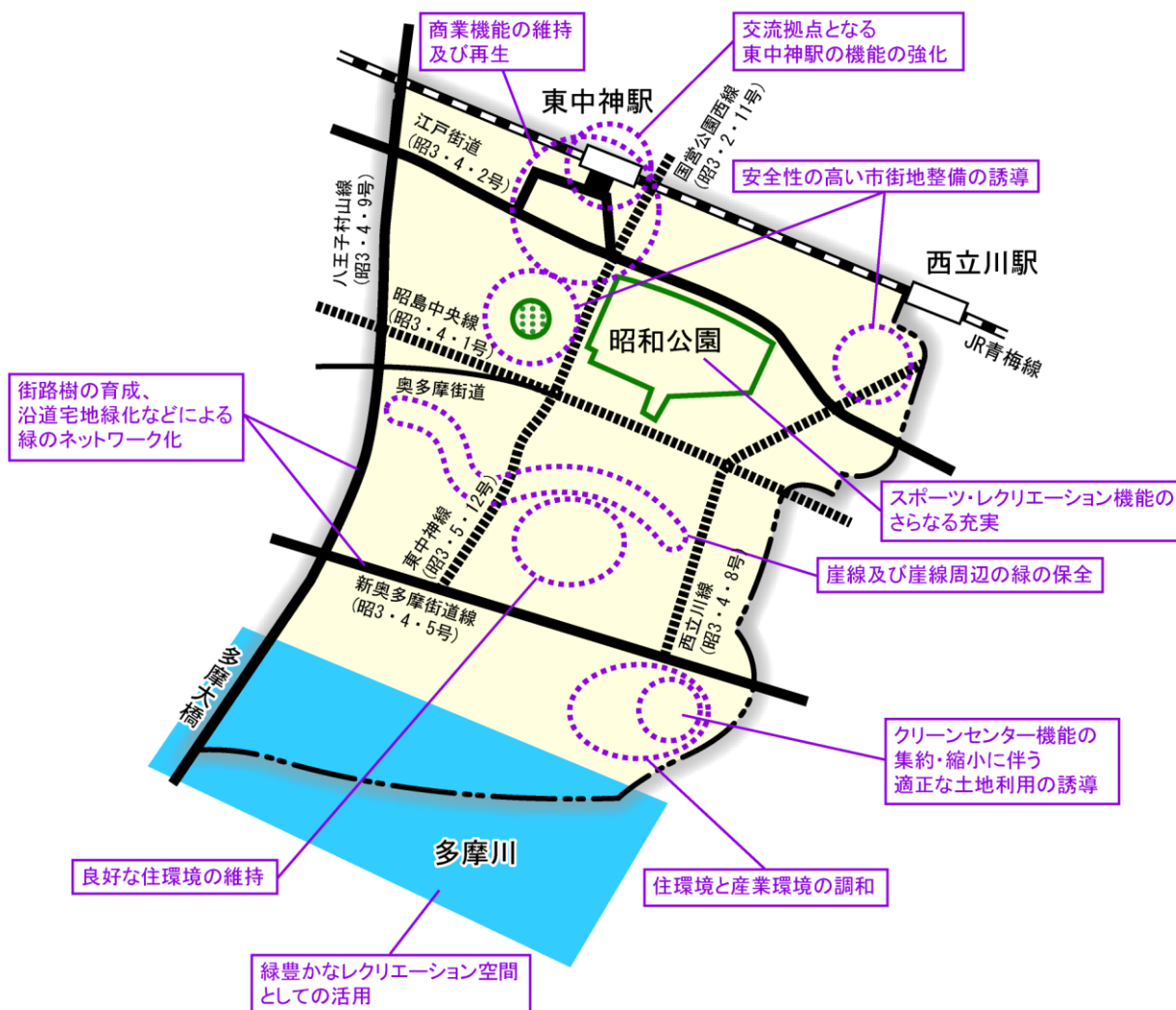
新奥多摩街道線（昭3・4・5号）、八王子村山線（昭3・4・9号）の沿道には、商業・業務系を中心とした土地利用を誘導するなどして、にぎわいのある空間を形成していきます。

国営公園西線（昭3・2・11号）の整備などにより、東中神駅北側に立地する国営昭和記念公園や立川基地跡地昭島地区と南側の昭和公園などとのネットワーク化を図り、駅を中心としてにぎわいと交流がはぐくまれる市街地づくりを目指していきます。

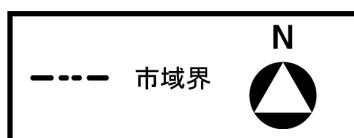
郷地町三丁目に立地するクリーンセンターの機能の集約・縮小に伴い生じる予定の一定規模の跡地について、*地区計画等の活用により、周辺の住環境との調和に配慮した適正な土地利用を誘導していきます。

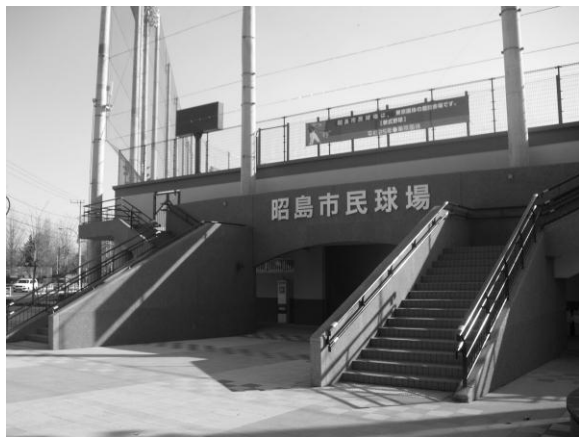
（４）地域別将来構想図（第３地域）

※この構想図は、地域のまちづくりの方針の中から、主な項目を図上に示したものです。



- 都市計画道路(整備済)
- 都市計画道路(事業中)
- 都市計画道路(計画決定)
- その他の主要幹線道路
-  都市計画公園・緑地
-  都市計画公園・緑地(未整備)





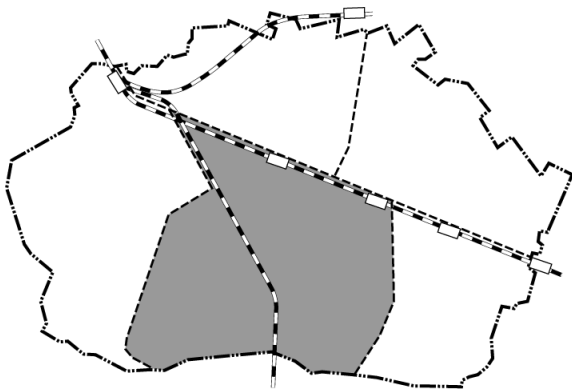
市民球場



多摩川

a第4地域

玉川町2・4・5丁目の一部、朝日町1～5丁目、中神町1～3丁目、宮沢町1～3丁目、昭和町1～5丁目、上川原町1～3丁目、大神町1～4丁目、田中町1～4丁目、松原町1丁目



●地域の概要（平成23年1月現在）

面積	5,287 km ² （市の30.5%）
人口	39,342人（市の34.6%）
世帯数	17,592世帯（市の34.2%）
1世帯あたり	2.24人
人口密度	7,441人/km ²
*年少者人口	13.8%（市平均12.9%）
*高齢者人口	19.1%（市平均20.4%）

（1）地域の現況とまちづくりの課題

①人と自然の共生・循環を大切にする視点から

- 田中町から大神町及び宮沢町から中神町にかけての崖線に沿って、まとまった規模の樹林地がみられることから、将来にわたって保全していくとともに、地域特性を活かした景観づくりに活用していく必要があります。
- 8か所の*都市計画公園・緑地のうち未開設（一部開設を含む）のものが7か所あり、特に*オープンスペースの少ない北部での整備が望まれます。
- 宮沢町から中神町にかけて社寺の境内を中心に水量豊富な湧水地がみられ、自然環境との共生をはぐくむ地域づくりのための貴重な資源となっています。これらの地域固有の資源を維持、保全していくとともに、自然・歴史文化を活かしたまちづくりへの活用が求められています。
- 多摩川の水辺は、市民が自然に親しむ場として、また、*生物多様性を維持する空間として保全を図っていく必要があります。
- 新奥多摩街道線（昭3・4・5号）の沿道をはじめ地域中央部には、まとまった規模の農地が多く、*生産緑地も多いことから、*都市農業の振興や緑地としての機能を守るため、保全していく必要があります。
- 新たな*公共・公益施設の整備や道路整備を契機として、環境への負荷の少ない

まちづくりを図っていくことが求められます。

- 横田基地の航空機騒音が発生している地区を含むことから、その軽減と生活環境の保全が求められます。

②生涯にわたり安心して暮らせる視点から

- 江戸街道（昭3・4・2号）沿道の朝日町、昭和町周辺では、建物の密集度が高いにも関わらず、十分な幅員を持った道路網が形成されていない地区もあり、災害時における避難救援や延焼防止の視点から、住環境や防災性を向上させていく必要があります。
- 宮沢町二丁目の住宅地（東ノ岡団地）など、計画的に整備された住宅地もみられ、これからも良好な住環境を保全していく必要があります。
- 田中町住宅などの計画的に開発された共同住宅については、今後は居住者の高齢化や*高齢者世帯の増加等に配慮した住環境の整備が求められます。
- 地域に1か所の*広域避難場所と11か所の*一時避難場所及び*避難所を指定しているほか、上ノ台公園と中神公園に災害対策用飲料貯水槽があります。また、市役所、水道部の隣接地、田中町三丁目、昭和町分室に災害対策用*備蓄倉庫を設置するなど、災害時の避難・救援活動への備えを進めています。
- 浸水被害の軽減を図るため、引き続き*公共下水道（雨水）の整備が必要となっています。

③活発な都市の営みを支える視点から

- 昭島駅周辺は市の中心的な*コミュニティなどの拠点として、また、市役所周辺は、行政はもとより、市民・防災活動の拠点として機能の充実が求められています。こうした都市拠点間を結ぶ幹線道路である拝島橋昭島線（昭3・4・18号）は、都市軸として機能強化を図るため、早期整備が必要となっています。また、交通渋滞がみられることから、緩和策についても検討する必要があります。
- 地域には*都市計画道路が8路線ありますが、5路線が未整備（一部整備を含む）となっています。*都市計画道路の整備を促進し、地域の幹線道路ネットワーク形成を図る必要があります。
- 拝島橋昭島線（昭3・4・18号）、昭島中央線（昭3・4・1号）など、市役所への*アクセス機能を強化する幹線道路の整備を進める必要があります。
- 奥多摩街道は、通過交通の円滑な処理を図るとともに、生活幹線道路として、歩行者の安全性の確保を図る必要があります。

- 広域交流軸に位置づけた新奥多摩街道線（昭3・4・5号）に近い宮沢町、大神町、田中町を中心に、農地が比較的多いことから、これらが宅地化される際には、良好な住環境の形成や、幹線道路沿道という立地特性を活かした土地利用を適切に誘導していく必要があります。
- 地域には市役所のほか、市民プール、運動公園、保健福祉センターなど市内全域を対象とした*公共・公益施設がありますが、一部に公共交通網から離れている施設もあることから、その対策を検討する必要があります。
- 中神駅南口の駅前広場が未整備となっており、バス交通との結節の必要性からも整備が望まれます。
- 中神坂周辺など、奥多摩街道に沿って玉石を積んだ石垣などがみられ、地域を特徴づける景観として保全していく必要があります。



わさび田（宮沢町）



水辺の散歩道

(2) 地域の将来像

集い、ふれあう、生活と交流の中心となるまち

第4地域には市役所が位置し、昭島駅南側には商業施設や保健福祉センターなどの*公共・公益施設が集積し、新たに社会教育複合施設の整備も計画されていることから、多様な市民の活動や交流を支えていく場を形成することを中心としてまちづくりを進めていきます。

緑や農地の活用、*公共・公益施設の整備や充実、街並みの形成など、様々な場面において、地域が市民の集い、ふれあいの場となることを認識し、魅力ある市街地の形成を目指していきます。

(3) 地域のまちづくりの方針

①緑を守り育て、緑をつなげる

田中町から大神町及び宮沢町から中神町にかけての崖線に沿ってみられる樹林地については、*緑地保全地域等の指定拡大及び公有化を関係機関に要請していくとともに、*保存樹林の指定や緑化推進基金の活用などにより公有化を図り、緑の保全に努めます。

また、多摩川河川敷の自然環境を保全していくとともに、緑豊かなスポーツ・レクリエーション空間としても活用を図っていきます。

崖線の緑、農地などの緑、遊歩道及び幹線道路の歩道の街路樹などの緑、さらに、清泉公園、稲荷公園などの*都市計画公園の整備による緑の育成などにより、緑のネットワークを形成し、市街地に緑の空間を増やしていきます。

②水の魅力を次世代に引き継ぐ循環型都市をつくる

「水と緑の主軸」を形成する多摩川の水辺環境を、*生物多様性を維持する空間として保全していきます。

宮沢町から中神町にかけての湧水地を、所有者等の協力を得ながら保全していきます。

.....

*公共・公益施設の整備にあたっては、雨水の再利用など循環型のまちづくりの推進に努めます。

③環境への負荷の少ないまちをつくる

バス交通網の整備や拝島橋昭島線（昭3・4・18号）等の渋滞箇所の解消などにより、自動車による環境への負荷の低減を図っていくほか、社会教育複合施設など*公共・公益施設の整備にあたっては、*省エネルギーや水循環などへの配慮に努めていきます。

また、横田基地の航空機による影響を受ける地区を含むことから、関係機関に対し、騒音の軽減と生活環境の整備などについて要請を行っていきます。

④人にやさしいまちをつくる

昭島駅から市役所周辺、保健福祉センターなどに至る地区については、すべての人が安全・快適に移動できるよう、*ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間の整備や案内表示等により、誰もが快適に移動できるまちづくりを進めていきます。

また、社会教育複合施設など*公共・公益施設についても、*ユニバーサルデザインの視点に基づいて整備していきます。

⑤災害に強いまちをつくる

木造などの建物が密集している朝日町、昭和町周辺では、防災上の課題があることから、建物の更新や開発事業を契機として、道路空間を確保するなど、災害発生時の安全性の向上を誘導します。

一定規模以上の民間施設等を建築する際には、防火貯水槽の設置を誘導するなど、*消防水利のさらなる確保を図ります。

災害発生時に本部が置かれる市役所、*一時避難場所、災害対策用の倉庫や飲料貯水槽などへの*アクセス強化を図るため、昭島中央線（昭3・4・1号）等を整備し、より効果的な避難・救援への備えを進めていきます。

また、*公共下水道（雨水）の整備により、浸水被害の軽減を図っていきます。

⑥誰もが住み続けられる住環境をつくる

東ノ岡団地やグリーントウン昭島など、低層住宅を中心とした良好な住環境が形成されている地区では、*地区計画等の適用を検討しながら、より良い住環境の維持・形成を図っていきます。

田中町住宅については、居住者の高齢化や*高齢者世帯の増加に対応した住環境整備の方策について、関係機関と連携しながら検討していきます。

また、保健福祉センターや整備が計画されている社会教育複合施設を活用して、市民の交流活動の拠点としていくほか、大神公園、くじら運動公園、市民プールなどについて、スポーツ・レクリエーション活動など、より多くの市民の交流、利用が図られるよう、ハード、ソフト両面の整備を進めていきます。

さらに、子育てを支援する施設として、子育てひろばなしのき及び青少年等交流センター内に設置された*つどいのひろばの充実を図っていきます。

⑦利便性の高い道路・交通網をつくる

市内全域を対象とした*コミュニティの拠点である昭島駅周辺や、行政・防災活動等の拠点である市役所周辺との連絡強化や*アクセス性の強化を図るとともに、地域内外の幹線道路ネットワークの充実を図るため、拝島橋昭島線（昭3・4・18号）、昭島中央線（昭3・4・1号）の整備を促進します。

また、拝島橋昭島線（昭3・4・18号）、市道昭島27号の交通渋滞の緩和方策を検討し、都市軸としての機能強化を図っていきます。

奥多摩街道は、市民の生活幹線道路としての機能の維持と、安全な歩行空間の確保などについて、関係機関と連携しながら図っていきます。

中神駅南口については、都市計画決定されている駅前広場の整備など、交通の結節点としての整備を、引き続き関係機関に要請していきます。

また、各拠点や保健福祉センター、整備が計画されている社会教育複合施設などへの*アクセス性の強化を図るため、*Aバス路線の再検討や、JR八高線の新駅設置を関係機関に要請していくなど、公共交通網の充実に努めていきます。

⑧ゆとりある街並みをつくる

中神坂の石垣、奥多摩街道沿いの集落にみられる旧家や、随所にみられる神社や寺院等の文化財など、地域の歴史を感じさせる資源を保全し、街並みの形成や観光の振興に活かしていきます。

昭島中央線（昭3・4・1号）、拝島橋昭島線（昭3・4・18号）などの道路の整備・改修にあたっては、地域の骨格道路にふさわしい、景観にも配慮した道路環境づくりを目指していきます。

⑨各種機能が調和した市街地をつくる

江戸街道（昭3・4・2号）に沿った昭島駅、中神駅南側の商業地では、多彩で数多くの商店が集まっていることから、道路・駅前広場等の基盤整備や土地の高度利用により、その機能の維持・活性化を図っていきます。

新奥多摩街道線（昭3・4・5号）などの幹線道路沿道に位置する農地や未利用地の土地利用転換の際には、騒音対策等に配慮した建物の中高層化や、その立地特性を活かした商業・業務系中心の土地利用を適切に誘導し、にぎわいの創出を図っていきます。

新奥多摩街道線（昭3・4・5号）に近い宮沢町、大神町、田中町にみられるまとまった規模の農地は、所有者の理解・協力を得ながら、貴重な緑地機能を有する農業生産空間として、保全に努めていきます。

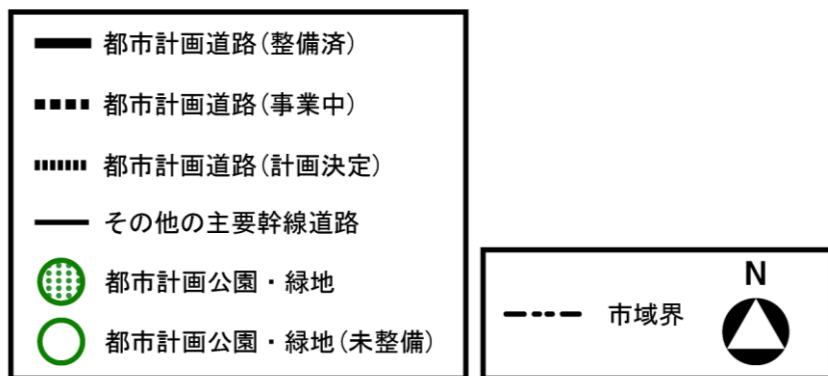
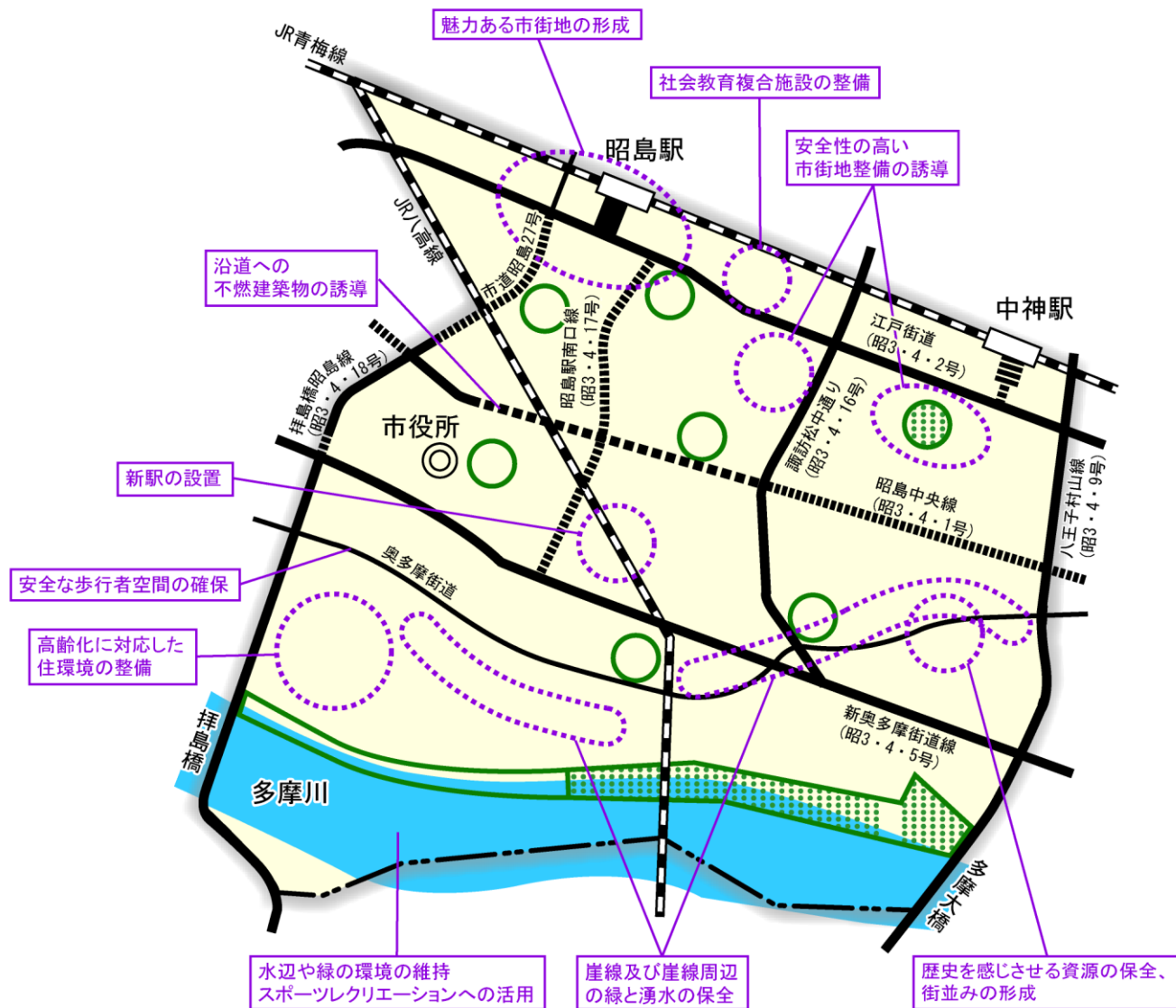
なお、こうした農地が宅地化される際には、十分な幅員をもつ道路の確保を図るなど、安全で快適な住環境が形成されるよう誘導していきます。



市役所屋上から昭島駅方面を望む

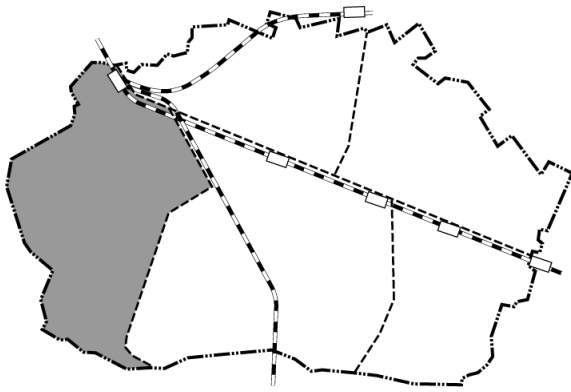
(4) 地域別将来構想図 (第4地域)

※この構想図は、地域のまちづくりの方針の中から、主な項目を図上に表示したものです。



a第5地域

松原町2～5丁目、緑町1～5丁目、拝島町1～6丁目



●地域の概要（平成23年1月現在）

面積	3,788 km ² （市の21.8%）
人口	22,655人（市の19.9%）
世帯数	10,289世帯（市の20.0%）
1世帯あたり	2.20人
人口密度	5,981人/km ²
*年少者人口	13.3%（市平均12.9%）
*高齢者人口	21.2%（市平均20.4%）

（1）地域の現況とまちづくりの課題

①人と自然の共生・循環を大切にする視点から

- 拝島町の崖線に沿っていくつかの湧水地がみられ、下の川など河川の水源にもなっています。また、その周辺には、樹林地や社寺、文化財などが多数分布しており、これらの地域固有の資源を維持、保全していく必要があります。
- 多摩川の河川敷は、拝島自然公園など市民が自然に親しむ場となっている一方で、両岸に沿って、滝山丘陵等、自然性の高いまとまった規模の緑地が多く存在していることから、水辺や緑の保全を図っていく必要があります。
- 7か所の*都市計画公園・緑地のうち、未開設のものが6か所あり、その整備が必要となっています。
- 緑街道と新奥多摩街道線（昭3・4・5号）に囲まれた地区には、*生産緑地などの農地が多くみられることから、*都市農業の振興や緑地としての機能を守るため、保全していく必要があります。
- 地域北部の拝島駅周辺や松原町では農地、樹林地等の減少がみられることから、市街地内の貴重な緑の資源の保全に努める必要があります。
- 環境への負荷の少ないまちづくりを図ることから、国道16号の渋滞等に起因する自動車による環境への負荷の低減や、*公共・公益施設の整備の際に水循環への配慮などが求められています。

②生涯にわたり安心して暮らせる視点から

- 都営拝島町三丁目アパート（拝島団地）については、居住者の高齢化や*高齢者世帯の増加に配慮した住環境の整備が求められています。
- 国道16号沿道では、騒音等の環境対策とともに災害時の延焼防止や避難救援路としての機能を発揮するため、沿道市街地の適正な土地利用が求められます。
- 松原町の一部などでは建築物が密集しており、災害時における火災などの危険性が指摘されていることから、また、避難救援への支障も予想されることから、建物の更新と連動した道路整備等により、住環境や防災性を向上する必要があります。
- 地域に14か所の*一時避難場所及び*避難所を指定しているほか、拝島第三小学校に災害対策用飲料貯水槽を設置するなど、災害時の避難・救援活動への備えを進めています。
- 浸水被害の軽減を図るため、引き続き*公共下水道（雨水）の整備が必要となっています。

③活発な都市の営みを支える視点から

- 地域には*都市計画道路が6路線ありますが、すべて未整備（一部整備を含む）となっています。国道16号は、慢性化している交通混雑の緩和を図るため、現在、拡幅整備が進められていますが、*都市計画道路のさらなる整備促進などにより、通過交通の円滑な処理と、地域の幹線道路ネットワーク形成を図っていく必要があります。
- 奥多摩街道は、沿道が宿場町として栄えた歴史を持つとともに、現在も市民の生活を支える幹線道路としての機能を有しています。国道16号などからの通過交通の流入もみられることから、安全な歩行者空間を確保していく必要があります。
- 拝島駅南口は各方向へのバス路線が発着しており、また、通過交通による混雑もみられることから、現在進められている江戸街道（昭3・4・2号）や駅前広場の整備を促進し、交通結節機能の強化や安全な歩行者空間の整備を図る必要があります。
- 拝島駅南口の商業地では、飲食店等のサービス業種が多い一方で、生鮮品等の日常生活に密着した店舗が少ない状況にあることから、地域住民の生活のための*商業機能等の維持・再生を図るとともに、駅前広場等の整備にあわせ、地域の活性化を進める必要があります。

-
- 松原町二・三丁目の工業地には共同住宅等の立地もみられ、住環境と産業環境との調和が必要となっています。
 - 緑町の新奥多摩街道線（昭3・4・5号）に近い地区などでは、農地が比較的多くみられることから、*都市農業の振興や緑地としての機能を守るため、保全を図るとともに、これらの農地が宅地化される際には、良好な住環境が形成されるよう誘導していく必要があります。



拝島公園



拝島駅

（２）地域の将来像

歴史と水辺のうるおいが織りなす、活気と魅力にあふれたまち

第5地域は、旧日光街道の宿場町としての歴史をもつ拝島本村の*コミュニティや、拝島駅南口の商業地などを中心として発展してきた経緯をもっています。また、拝島駅南口周辺は、鉄道、バスの公共交通や幹線道路が交差する交通の要衝地であることから、「昭島市の西の玄関口」としての役割を担っています。

こうしたまちの活気を維持・発展させ、にぎわいと交流をはぐくむまちづくりを目指していく一方で、崖線に沿って残る豊かな緑や湧水、水路などを、暮らしにうるおいを与える貴重な資源として保全・活用していくことにより、あらゆる年代の住民が、住む魅力を得られるようなまちの形成を進めていきます。

（３）地域のまちづくりの方針

①緑を守り育て、緑をつなげる

崖線の緑、多摩川沿いの公園の緑、歴史を感じさせる社寺の緑、啓明学園等文教施設の緑、農地などの緑、遊歩道及び幹線道路の街路樹などを活用して緑のネットワークを形成し、市街地の緑の保全・拡大に努めます。

特に崖線に沿ってみられる樹林地については、*緑地保全地域等の指定拡大及び公有化を関係機関に要請していくとともに、*保存樹林の指定や緑化推進基金などの活用により公有化を図り、緑の保全に努めます。

また、未整備となっている*都市計画公園・緑地の整備を進めていきます。

「緑の拠点」である滝山丘陵は、まとまった規模の緑がみられることから、自然環境や*生物多様性の維持・保全を図るため、土地利用の転換を抑制していきます。

多摩川河川敷の一部については、自然環境との調和や景観に配慮しながら、市民が自然に親しむ空間としても活用していきます。

②水の魅力を次世代に引き継ぐ循環型都市をつくる

拝島町の崖線に沿った湧水地、水路などは、周辺の樹林地や社寺、文化財などと一体的に地域固有の資源として保全していきます。

「水と緑の主軸」を形成する多摩川の水辺環境を、*生物多様性を維持する空間として保全していきます。

*公共・公益施設の整備にあたっては、雨水の再利用など循環型のまちづくりの推進に努めます。

③環境への負荷の少ないまちをつくる

都営拝島町三丁目アパート（拝島団地）など、*公共・公益施設等の整備・改修にあたっては、*省エネルギーや水循環への配慮を、関係機関と協議・調整しながら進めていきます。

また、国道16号の拡幅整備による小荷田、堂方上などの渋滞箇所の解消、沿道の環境対策等に配慮した*環境施設帯の設置、バス路線網の整備に加え、拝島駅の交通結節機能の強化による公共交通の利便性の向上などにより、自動車による環境への負荷の低減を図っていきます。

④人にやさしいまちをつくる

拝島駅南口周辺の整備に際しては、*ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間の整備や案内表示等により、誰もが快適に移動できるまちづくりを進めていきます。

また、国道16号についても、安全な歩行者空間の整備を、関係機関に要請していきます。

⑤災害に強いまちをつくる

拝島駅南側の松原町四・五丁目などでは、江戸街道（昭3・4・2号）や駅前の整備及び国道16号の整備と連動させるかたちで、建物の更新や*生活道路網の整備を進め、災害時の安全性が確保された市街地の形成を進めていきます。

国道16号については、*延焼防止機能や避難路としての機能を確保するため、沿道の建築物について、不燃化の誘導などに努めます。

一定規模以上の民間施設等を建築する際には、防火貯水槽の設置を誘導するなど、*消防水利のさらなる確保を図ります。

また、*公共下水道（雨水）の整備により、浸水被害の軽減を図っていきます。

⑥誰もが住み続けられる住環境をつくる

拝島町三丁目アパート（拝島団地）については、居住者の高齢化等も踏まえながら、多様なニーズに対応した住宅の供給や良好な住環境が形成されるよう、関係機関と協議・調整を図ります。

子育てを支援する施設として、拝島保育園内に設置された*つどいのひろばの充実を図るとともに、生涯学習や防災、スポーツ・レクリエーション等市民の交流や地域参加のための拠点として、市立会館や学校施設等の活用を推進していきます。

⑦利便性の高い道路・交通網をつくる

南北方向の広域的な通過交通を支える重要路線である国道16号については、拡幅整備を促進していくとともに、*環境施設帯等の設置を関係機関に要請していきます。

また、江戸街道（昭3・4・2号）、拝島橋昭島線（昭3・4・18号）など地域内の連絡を強化する*都市計画道路の整備を進め、幹線道路ネットワークの形成を図ります。

拝島駅南口については、*地区計画を活用し、十分な歩行者空間を確保するとともに、道路や駅前広場、駐輪場などの整備を進め、駅周辺の交通混雑を解消し、*交通結節点としての機能を強化していきます。

奥多摩街道は市民の生活幹線道路としての機能の維持と、安全な歩行者空間の確保などについて、関係機関と連携しながら図っていきます。

十分な歩行者空間が確保されていない*生活道路については、防災や交通安全面に配慮し、沿道宅地の協力を得るなどして整備に努めていきます。

⑧ゆとりある街並みをつくる

拝島駅南口周辺は、*地区計画を活用し、ゆとりある街並み景観の形成を目指していきます。

また、高低差のある地形上の特徴を活かすなどして、まち独自の景観形成についても検討していきます。

国道16号や江戸街道（昭3・4・2号）、拝島橋昭島線（昭3・4・18号）など新た

な道路整備にあたっては、地域の骨格道路にふさわしい、景観にも配慮した道路環境づくりを目指していきます。

下の川など水辺が織りなす風景や、奥多摩街道の沿道にみられる社寺や家並みなど、地域固有の自然・歴史文化資源を保全していくとともに、これらの地域資源を生涯学習や観光振興に活用するため、散策ルートの整備などを検討していきます。

⑨各種機能が調和した市街地をつくる

地域活性化拠点として位置づけている拝島駅南口周辺については、江戸街道（昭3・4・2号）や駅前広場の整備とあわせて、魅力ある買い物空間づくりを地元と連携して進め、「昭島市の西の玄関口」として、にぎわいと交流をはぐくむまちの形成を目指します。

また、駅前にふさわしい美しい街並みとにぎわいの連続性、回遊性を備えた、安全で快適な空間づくりに努め、商店街の活性化を図っていきます。

国道16号の沿道についても、拡幅整備と連動して、商業、業務系中心の土地利用を適切に誘導し、にぎわいの創出を目指していきます。

松原町二・三丁目の工業地では、住環境と産業環境が互いに損なうことのないよう、適正な*土地利用の誘導に努めます。

緑町の新奥多摩街道線（昭3・4・5号）に近い地区などにみられるまとまった規模の農地は、所有者の理解・協力を得ながら、貴重な緑地機能を有する農業生産空間として、保全に努めていきます。

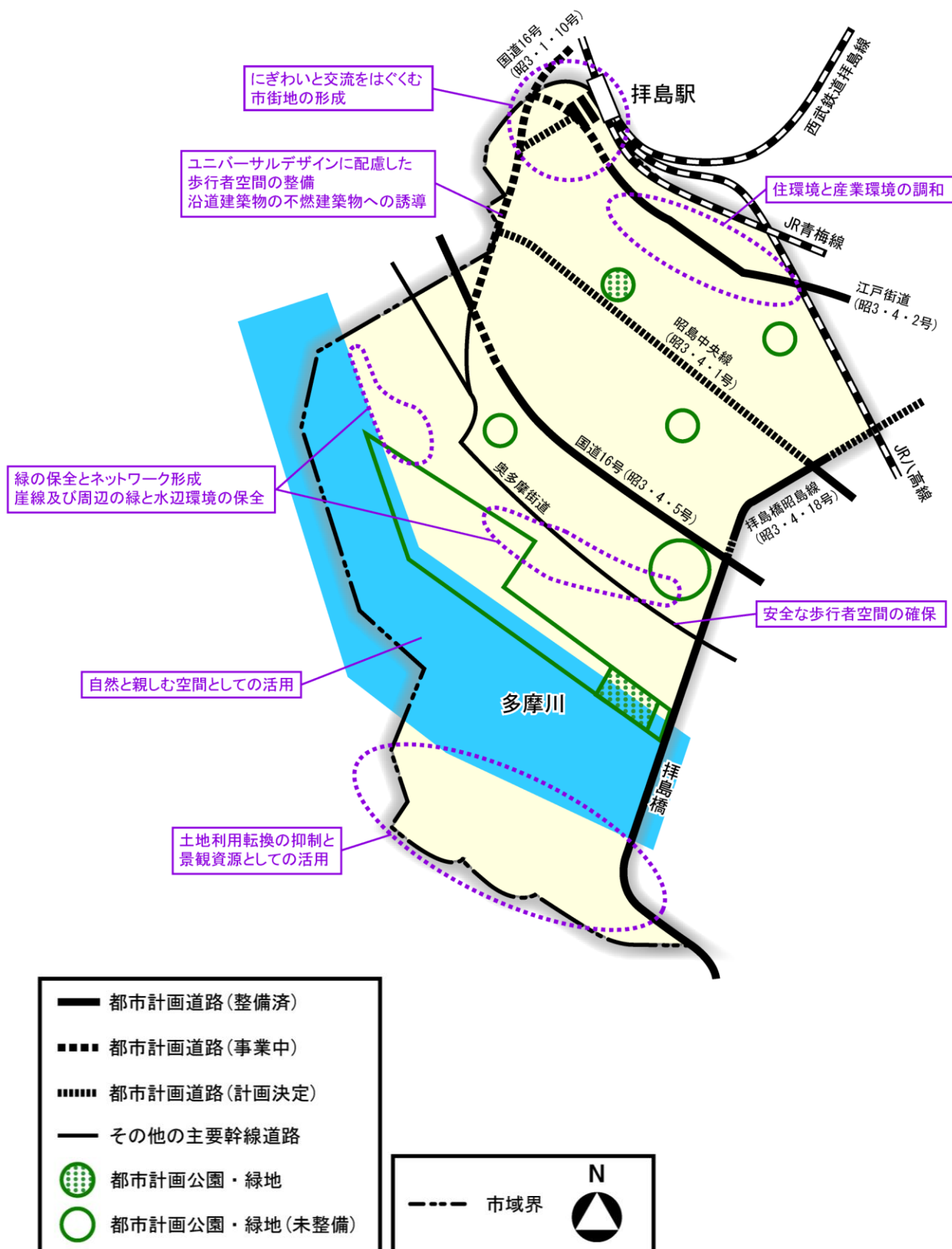
なお、こうした農地が宅地化される際には、十分な幅員をもつ道路の確保を図るなど、安全で快適な住環境が形成されるよう誘導していきます。



たまりバー50キロ

(4) 地域別将来構想図 (第5地域)

※この構想図は、地域のまちづくりの方針の中から、主な項目を図上にしたものです。



第 5 章

マスタープランの実現化に向けて



市民球場



1 マスタープランの実現化に向けて

マスタープランを実現化していくためには、市民、事業者、行政が、共通する目標に向かってそれぞれの役割と責任を分担し、また、互いに連携しながら*協働によるまちづくりを推進していく必要があります。

2 実現化に向けた取り組み

(1) 協働によるまちづくり

①協働によるまちづくりにおける役割

*協働によるまちづくりの推進にあたっては、市民、事業者、行政が相互信頼のもと、それぞれの果たすべき役割や責任分担などを明確にしていく必要があります。

○市民の役割

市民は、まちづくりの主役として、地域の特性や課題を認識し、これからのまちのあり方を考え、まちづくりに主体的に参加する意識を高めていくことが重要です。

また、市民一人ひとりがまちの一員として、よりよいまちづくりにつながる活動等に積極的に関わっていく必要があります。

○事業者の役割

事業者は、地域社会の重要な構成員として、地域の目指すべきまちづくりの方向性を尊重するとともに、事業活動を展開していく際には、市民や行政との協力関係を築きながら、よりよいまちづくりに積極的に参画していく必要があります。

○行政の役割

行政は、マスタープランを実現化するために、様々な整備手法や制度を検討し、施策を推進していくとともに、市民、事業者と連携し、*協働によるまちづくりを推進するためのしくみづくりを進めていく必要があります。

②協働によるまちづくりのためのしくみづくり

市民を主体としたまちづくりを推進していくためには、まちづくり活動の体制を整備し、地域における活動の担い手の育成を図るとともに、自主的な活動の支援などが必要です。

○まちづくりに関する情報の提供

まちづくりに関する情報の共有化を図るため、アンケート調査の実施、広報やホームページなどによる情報提供をより充実していきます。

また、地域やテーマごとのワークショップの開催、各種イベントを実施するなどして、市民のまちづくりに関する意識の高揚に努めていきます。

○まちづくり活動への支援

まちづくりに主体的に取り組もうとしている市民の調査や研究、提案などに対し、専門家の派遣や活動費用の助成、活動スペースの提供など、様々な支援の制度化を図っていきます。

○まちづくりを推進する人材の育成

まちづくりを進めていくうえで、中心的役割を担う市民の存在が大きな力となることから、高い意欲と関心を持った市民に対して、まちづくりへの参加機会の拡充や、情報の継続的な提供を行うなどして、人材育成に努めていきます。

○まちづくり条例などの制定

市民との*協働によるまちづくりを、効果的に推進するための制度として、まちづくり条例や景観条例などの制定を検討していきます。



拝島駅南口

（２）庁内組織体制の充実

マスタープランを実現化していくためには、より詳細な部門別計画等との相互連携を図る必要があります。庁内関係部署との横断的な連絡体制の強化を図るとともに、ハードとソフトが融合した総合的かつ一体的なまちづくりの展開を進めていきます。

また、地方分権の進展や複雑かつ多様化するまちづくりの課題に取り組むために、弾力的で柔軟な組織づくりに努めるとともに、研修等の充実により、職員の知識と能力のさらなる向上に努めていきます。

（３）関係機関等との連携・協議

まちづくりの計画や事業の推進にあたっては、広域的な道路整備、自然環境の保全や水循環など、本市だけでなく、東京圏全域の問題と密接に関わる部分も少なくありません。

このため、まちづくりの施策を推進していくために、国や東京都、近隣自治体をはじめ、警察、消防など関係する諸機関との連携の強化を図ります。特に近隣自治体とは、多摩地域全体のまちづくりを考えるなかで、施策や事業の協議・調整を行っていきます。

また、国や東京都による財政、制度両面からの各種支援対策の確立が望まれることから、今後も協議・調整を図るとともに、事業の推進に向けて要請を行っていきます。



富士見公園

付 属 資 料

用語説明

—— あ行 ——

昭島市総合基本計画	地方自治法第2条第4項の規定に基づき定められた計画。総合的かつ計画的な行政の運営を図るための「基本構想」と、基本構想で定められた都市像の実現に向けて、施策の長期的目標と主要施策を明らかにした「基本計画」からなる。
昭島市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき定められた計画。市などが防災のために処理すべき事務または業務を具体的に定めている。
昭島市耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第7項の規定に基づき、平成21年5月に策定された計画。住宅、建築物の耐震性の向上を図ることにより、震災による被害から市民の生命及び財産を守るとともに、災害に強い安全なまちづくりの推進を図ることを目的とする。
昭島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるために都道府県知事が定める、都市計画区域のマスタープランともいうべきもの。 ①土地利用の方針、②市街地の開発及び再開発の方針、③交通体系の整備の方針、④自然的環境の保全及び公共空地系統の整備の方針、⑤下水道及び河川の整備方針、などを定めることとされている。
アクセス	目的地まで行く、または到達するための道路や交通手段等。
アダプト制度	「アダプト」とは「養子縁組」という意味。市民や団体が特定の公園や道路、緑地などの美化活動を定期的にボランティアで行い、それを行政が支援する制度。
暗きょ	上部にふたがされた水路、または地下につくった水路。
一時避難場所	避難所へ避難する際に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンド、公園等。
雨水浸透施設	雨水を地下に浸透させやすくし、雨水の河川や下水道への流出を抑制する施設。
雨水貯留施設	雨どいなどから雨水を一時的に溜め、散水などに活用するための施設。
エコ・パーク	美堀町三丁目地区の環境コミュニケーションセンター周辺一帯に、環境学習や環境活動の場、また、スポーツやレクリエーションの場として整備する公園。

Aバス	市が運営主体となりバス事業者に運行を委託するコミュニティバス。平成13年12月に開業した。
延焼防止機能	広い幅員の道路や大規模公園、緑地などによって火災の燃え広がりをくい止めること。
オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地のこと。

— か行 —

街区公園	主として街区内に住む人の利用のために設置される公園。都市公園法施行令によると、誘致距離（利用圏）を250mとし、広さは0.25haを標準としている。
核都市「立川」	平成21年8月に東京都が策定した「多摩の拠点整備基本計画」において、八王子、立川、多摩ニュータウン、青梅、町田を核都市と定め、業務・商業機能等の集積を図る拠点として位置づけられた。
簡易備蓄倉庫	避難所に指定した市内の小・中・高等学校で災害発生時における救援・救護活動に備えるため、応急食糧、応急資機材等を確保している小規模な倉庫。
管きょ	汚水や雨水を流す構造物で、一般的には公道に埋設された円形断面の管。
環境共生	環境への負荷を軽減することを目指して、省エネルギー、省資源、周辺環境との調和などを図ること。太陽光など自然エネルギーの利用、節水、雨水の再利用、植栽・緑化への配慮、廃棄物のリサイクル等があげられる。
環境コミュニケーションセンター	資源の循環利用を推進するとともに、市民と協働して資源循環型のまちづくりに取り組むための拠点施設。廃棄物を分別しリサイクル処理を行う「リサイクル棟」と、情報の受発信や環境教育を行う「プラザ棟」で構成される。
環境施設帯	幹線道路沿道の生活環境を保全するための、植樹帯、路肩、歩道、副道等で構成される道路の一部分。
狭あい箇所	幅員4m未満の道路で、一般の用に供されている箇所。
協働	市民や行政など立場の異なる複数の主体が、何らかの目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、ともに連携し、協力しながら活動すること。
業務機能	企業の事務所、金融機関、官公庁施設などに代表されるように、サービスの提供などの業務を行う機能。

コーホート要因法	コーホートとは同年（または同期間）に出生した集団のことで、各コーホートの人口変化要因として、「生残率」、「移動率」、「出生率」、「出生男女性比」の4つを想定し、それぞれの将来値を設定したうえで、各男女別・年齢別の人口を推計する方法。
広域避難場所	大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースで、とりあえず身の安全を確保するための広場。
工業機能・生産機能	工場、倉庫、作業場などに代表されるように、製品の開発や生産に関わる機能。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きょである構造のもの。
公共・公益施設	公共施設とは、一般住民の利用を目的として整備される施設で、その具体的範囲は法令により異なる。都市計画法では、道路・公園・下水道等都市の骨格を形成する施設。 公益施設とは、一般的には住民の生活のために必要な教育施設・官公庁施設・医療施設・コミュニティ施設などのサービス施設の総称。
交通結節点	交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設で、移動の一連の動きの中での、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有する。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場などがあげられる。
高度処理	東京湾などの閉鎖性水域で、赤潮等の環境問題を引き起こす原因とされている、窒素やリンの濃度を低減するため行う処理。
交流機能	市民相互または市民と観光者・来訪者など、様々な人びとや異なる文化などが行き交う空間を形成する機能。
高齢者	65歳以上の方。
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもち、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。
コミュニティ道路	自動車の通行を主たる目的とはしない、住宅地や商店街において歩行者の安全圏や快適性を考慮した道。車道にあたる部分を平面的または立体的に屈曲させて、車の速度を低く抑えるとともに、広場的機能をもたせた歩車共存道路で、歩行者専用道路とは異なり、自動車の通行を完全に禁止するものではない。

— さ行 —

細街路	幅員が4 mに満たない狭い生活道路。
市街地開発事業	都市再開発法による市街地再開発事業、土地区画整理法による土地区画整理事業など、市街地の土地の合理的で健全な利用と都市機能の更新を図るために、建物や敷地の整備とあわせて道路などの整備を行う事業。
児童遊園	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする公園。
市民農園	農業者以外の人々が、自家用の野菜生産やレクリエーション目的などで、自治体・農協・農家・NPO法人などから小さな区画の農地を借りて、野菜や花などを育てるための農園。
集約型都市構造	少子・高齢化、地球温暖化防止に対応するため、居住、公共・公益施設、商業等の都市機能を集約し、都市を維持するために必要な費用の効率化や、公共交通のネットワーク化などが図られた都市の構造。
循環型社会	自然環境と共生し、限りある資源を有効に活用するため、省資源や省エネルギーへの対策を行うなど、可能な限り環境資源のリサイクルを実践している社会。
省エネルギー	エネルギーを効率的に使用し、消費量をできる限り少なくするよう努めること。
商業機能	店舗、商店街などに代表されるように、消費者に商品などを提供する機能。
商業地域	都市計画法で定められた用途地域の一つで、商業、業務、娯楽などの施設の集中的な建築を促し、主として商業等の業務の利便を増進するために定められた地域のこと。
少子・高齢化	出生率の低下により子供の数が減ること、及び平均寿命の伸びなどにより、65歳以上の高齢者の割合が高まること。
省資源	過剰な生産・消費を抑制し、再利用するなどして、資源の効率的な利用を図ること。
消防水利	火災時の消防活動に必要な消火栓や防火水槽などの設備。
新エネルギー	新エネルギー法に基づき政令で指定されるもので、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマスなどの再生可能エネルギーのこと。

親水効果	河川、池など水辺の形態や規模によらず、水を主題とし、水にふれること、接すること、眺めることや親しむことにより人びとにやすらぎやうるおいを与えること。
スカイライン	空を背景として、都市の高層建築物や山の尾根などが描く輪郭線。
生活道路	明確な定めはないが、都市または地域相互間の交通を受けもつ幹線道路に対し、市民が日常の生活圏のなかで利用する道路。
生産緑地	市街化区域内において、緑地機能及び多目的留保地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境づくりを目指す都市計画上の制度（生産緑地制度）により指定された農地。
生態系	ある地域にすむ植物や動物、人間などの生き物と、生き物の生活に影響を与える環境との総合的な関わりあいのこと。
生物多様性	いろいろな生物が存在している様子。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階で様々な生命が豊かに存在すること。
接道部	敷地が道路に接している部分。

—— た行 ——

耐震改修	耐震診断の結果、対象建築物が有する耐震性が基準より下回っている場合に行う補強工事で、倒壊を防ぐために、構造躯体の強度を高める。工事の方法としては、壁の配置や量を改善する、筋かいや基礎を補強する、基礎、土台、柱、筋かいの接合部分をしっかりと固定するなどがあげられる。
耐震診断	建築物が建築基準法の耐震基準を満たしているかどうかを診断すること。
宅地開発等指導要綱	市内における宅地開発等の事業によって必要となる、道路、公園、学校、消防水利施設などの公共・公益施設の整備基準を定めるとともに、事業を実施する者に対して、協力と応分の負担を要請することによって、住み良いまちづくりの実現を図ることを目的として定められている規程。
多摩川水系河川整備計画	地域の風土・文化に応じた河川工事・管理を行うため、河川管理者（多摩川の場合、国土交通省京浜河川事務所）が定める、具体的な河川整備に関する計画。
たまりバー50キロ	多摩川の河川敷等を利用して、羽村市から大田区までの約50kmにわたり、ウォーキング、ランニング、散策などが連続して楽しめるよう設置されたコース。

地域包括支援センター	介護保険法に定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、高齢者に対する総合的な相談、支援などを行う機関。市内には3か所設置されている。
地域地区	都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについての制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るもの。用途地域、特別用途地区、その他の地域地区がある。
地球温暖化	大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が高くなり、地球の平均気温が上昇すること。
地区計画	一定のまとまりをもった地区を対象として、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について、地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度。
つどいのひろば	子育て中の親が気軽に集い語りあって、子育ての不安を解消する場を提供する地域子育て支援拠点事業の一形態。主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で交流するとともに、子育ての相談に専門職が応じる場を提供している。
低公害型車両	大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。具体的には、電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス（CNG）自動車、ハイブリッド自動車などがある。
低炭素型社会	地球温暖化の原因の一つと考えられている二酸化炭素の排出量が少ない社会。
東京都福祉のまちづくり条例	東京で生活するすべての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加できる「やさしいまち東京」の実現をめざし、建築物、道路、公園、公共交通機関等の施設整備やサービス向上などの基準を定めた都の条例。
透水性舗装	雨水を直接地中に浸透させる舗装工法。アスファルトに混合する砕石の割合を多くして、路面にすき間ができるようにすることにより、地下水の浸透だけでなく、街路樹の保護育成、雨天時の歩行性の向上、雨水の流出抑制などに効果がある。
特別用途地区	用途地域内において指定する地域地区の一種で、地域的な特別の目的からする土地利用の増進、環境の保護などを図るために定める地区。特別工業地区、スポーツ・レクリエーション地区などがある。
都市型水害	都市部で、中小河川や下水道などに、その処理能力を超えた水量が流れ込むことでおこる災害。地表がアスファルトに覆われ、保水機能、遊水機能が低下している都市構造やゲリラ豪雨（予測が困難な、突発的で局地的な豪雨）などが原因とされる。

都市基盤	道路や鉄道、港湾、公園、上下水道や情報・通信施設など、都市における市民生活を支える基本的な社会資本（インフラストラクチャ）。
都市計画公園	都市計画法により都市施設として都市計画決定された公園。
都市計画道路	都市計画法により都市施設として都市計画決定された都市の骨格的な道路。
都市施設	都市計画法に定められた、①道路・都市高速鉄道などの交通施設、②公園などの公共空地、③上下水道・電気・ガスなどの供給処理施設、④河川などの水路、⑤学校などの教育文化施設、⑥病院、⑦市場、⑧一団地の住宅施設、⑨一団地の官公庁施設、⑩流通業務団地、などの施設。
都市農業	都市及び都市近郊という地域特性や立地条件等を活かした農業。
土地区画整理事業	土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備すること。整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図ることを目的とする事業。
土地利用の誘導	地域地区、地区計画など、都市計画上の働きかけによって、良好なまちづくりを進めること。

—— な行 ——

年少者	15歳未満の方。
------------	----------

—— は行 ——

バリアフリー化	公共施設の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や身体障害者等の利用にも配慮した設計に改善していくこと。具体的には、車椅子で通行可能な道路や幅員の確保、段差の解消、スロープの設置等があげられる。
バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。建築物（商業施設など）や交通施設（駅など）についてのバリアフリー対策を、一体的に行うことを目的として制定された。
備蓄倉庫	災害時に、市民生活に必要な物資を避難所等に迅速かつ円滑に供給できるよう、火災からの安全性などを考慮して設置した倉庫。応急食糧、生活必需品及び応急対策資機材等を中心に備蓄している。

避難所	地震による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を一時的に受け入れ保護するために開設する学校、市立会館施設。
文化機能	文化施設、教育施設などに代表されるように、学問や芸術などの活動を支える機能。
防火地域	市街地における火災の危険を防ぐために、都市計画法で定める地域地区の一種。防火地域内の建築物には、「耐火建築物又は準耐火建築物とすること」などの制限が課せられる。
防災マップ	大規模地震や河川の氾濫などの自然災害が発生した場合に、住民が自主的かつ迅速に避難するために必要な情報を地図上に分かりやすく示したもの。住民等に対して、地域における災害に関する正しい知識の普及を図ることを目的に作成され、市内全戸に配布するとともに、市ホームページ上に掲載している。
保存樹木・保存樹林	「昭島市の緑を守り育てる条例」及び「同条例施行規則」の規定により、市長が所有者の同意を得て指定した樹木、樹林。樹林とは、樹木の集団が300㎡以上の土地に林立するもの。保存樹木・樹林に指定されると、所有者はその保全と育成に努めなければならない。
ポケットパーク	道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして造った小さな公園。

—— ま行 ——

面整備事業	計画的な市街地形成を図るため、公共施設などの都市基盤と宅地の整備、並びに建築物の整備等を一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業など。
モニュメント	記念碑、記念像など。まちづくりにおいては、地域の個性をあらわすものとして、景観などに配慮して配置する。

—— や行 ——

誘導ブロック	視覚障害者を安全に誘導するために、地面や床面に敷設されているブロック。
ユニバーサル社会	年齢、性別、障害、文化などの違いに関わりなく、だれもが地域社会の一員として支えあうなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、利用者本位、人間本位の考え方に立ち、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにし、出来るだけ多くの人にとってより快適な環境を創り出すデザイン、またその考え方のこと。

用途混在

住宅・業務・商業・工業などの土地利用が、地域に混じって存在すること。主に、住宅と工場やホテルなどが入り乱れて立地している場合などに、住環境への影響について用途混在を問題にする場合が多い。

— ら行 —

緑地保全地域

東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて、市街地及びその周辺地にある樹林地など、その自然を保護することが必要な地域を指定し、公有化を図るもの。

緑被空間

樹林地、草地、農地、河川、湖沼など緑で覆われた概ね25㎡以上の土地などの空間。

レクリエーション機能

日常生活の疲れを癒すための休養や余暇、娯楽などを提供している機能。

策定の経過

平成9年 3月15日

策定の公表

平成9年度

平成9年	5月23日	昭島市まちづくり委員会で検討開始
	6月	市民アンケート調査の実施
平成10年	3月	たたき台となる「素案」をまとめる

平成10年度

平成10年	7月～	「素案」に対する市民意見・要望を伺う意見はがき付パンフレットの全戸配布、市民説明会(6回)、市民懇談会(3回)、街頭キャンペーン、親子タウンウォッチングなど
平成11年	3月	「案」をまとめる

平成11年度

平成11年	7月～	「案」に対する市民意見・要望を伺うパンフレットの全戸配布、市民説明会(2回)、出前説明会(6回)、市民モニターによる評価など
	11月4日	昭島市まちづくり委員会が「最終案」を市長に報告
平成12年	1月28日	昭島市都市計画審議会へ諮問、答申
	2月1日	昭島市都市計画マスタープランの決定

平成12年 4月1日

公表(東京都知事へ通知)

改定の経過

平成18年度

平成18年	6月～	「改定案」の検討開始
	11月～	「改定案」に対する市民意見・要望を伺う意見はがき付パンフレットの全戸配布、市民説明会(1回)など
平成19年	2月	「最終案」をまとめる
	2月23日	昭島市都市計画審議会へ諮問、答申
	3月1日	昭島市都市計画マスタープランの改定・公表

平成21年度

平成21年	9月～	「昭島市の現況分析、上位関連計画等の整理」などの基礎的な調査・分析開始
平成21年	12月～	「改定案」の検討開始
平成22年	1～2月	市民アンケート調査の実施

平成22年度

平成22年	10月	「改定案」に対する市民説明会の開催(6回)
平成22年	10～11月	パブリックコメントの実施
平成23年	1月	「最終改定案」をまとめる
平成23年	1月28日	昭島市まちづくり委員会が「最終案」を市長に報告
平成23年	2月16日	昭島市都市計画審議会へ諮問、答申
平成23年	3月31日	昭島市都市計画マスタープランの改定

昭島市まちづくり委員会の検討経過

	開催年月日	主な検討内容
第1回	平成21年12月21日	・ 委員への委嘱状の交付 ・ 都市計画マスタープランとは ・ マスタープラン改定のスケジュール ・ 現況分析及び問題・課題について ・ マスタープラン改定の基本方針について ・ アンケート（案）の検討
第2回	平成22年3月3日	・ アンケート結果（速報） ・ 現況分析 ・ 改定案（現況、課題、目標）の検討
第3回	平成22年5月6日	・ 改定案（将来都市構造）の検討
第4回	平成22年6月25日	・ 改定案（全体構想）の検討 ・ アンケート集計分析結果について
第5回	平成22年7月30日	・ 改定案（地域別構想／実現化方策）の検討
第6回	平成22年12月14日	・ 市民説明会及びパブリックコメントの結果報告、意見対応について
第7回	平成23年1月14日	・ 改定案（最終）の検討

昭島市まちづくり委員会 委員名簿

◎ 松本 暢子	学識経験者（都市計画関係）
○ 橋本 信市	学識経験者（福祉関係）
小林 和子	学識経験者（教育関係）
杉田 一男	学識経験者（建築関係）
高橋 祥友	学識経験者（農業関係）
中村 正明	学識経験者（行政関係）
深谷 和人	学識経験者（商工関係）
古澤 陽一 【加藤 智則】	学識経験者（交通関係）
内田 紗恵子	公募による市民委員
岡部 恒男	公募による市民委員
川辺 寛子	公募による市民委員
嶋田 亜都彦	公募による市民委員
菅谷 厚史	公募による市民委員
瀧澤 正市	公募による市民委員

（敬称略）

◎ 委員長 ○ 副委員長 【 】は前任者

昭島市都市計画マスタープラン庁内検討委員会 委員名簿

◎ 都市計画部長	石川 克己	
○ 企画部長	日下 直喜	
都市整備部長	宗川 敏克	
都市計画部参事	福島 邦次	【小竹 進】
企画部企画政策室長	早川 修	
企画部主幹（総合基本計画担当）	佐藤 一夫	
総務部防災課長	島田 洋一	
市民部産業活性化室長	内野 実	
保健福祉部生活福祉課長	衣川 智久	【福祉推進課長 谷部 寛治】
保健福祉部介護福祉課長	萩原 秀敏	【野地 明良】
子ども家庭部子育て支援課長	並木 善宏	【江沢 秀也】
環境部環境課長	古谷 裕且	
都市整備部管理課長	野地 明良	【澤本 健一】
都市整備部主幹（交通対策担当）	江沢 秀也	
都市整備部建設課長	長田 仁史	【福島 邦次】
都市計画部地域開発課長	後藤 真紀子	
都市計画部主幹（都市計画調整担当）	堀内 雅則	
水道部工務課長	臼井 三男	
学校教育部学務課長	福永 誠	
生涯学習部社会教育課長	原 孝	

◎ 委員長 ○ 副委員長 【 】は前任者

昭島市都市計画マスタープラン

発行日：平成23年3月

発 行：昭島市都市計画部都市計画課

昭島市田中町1-17-1

TEL 042(544)5111

